大日本蠶絲會報

第六拾四號

明治三十年十月

目次

●論說
●發我蠶絲業の改興　農學士　水多岩次郎

◎寄書
●秋蠶業（承前）　鳥羽久吾
●蠶の國な營む狀態に就て　北村鎭治郎

◎問答
●微粒子毒の發見に就き質問并に答●組織の件に就き質問并に答●製絲に關する質問并に答●養蠶家構造法に就き質問并に答●粗造なる蠶室の件に就き質問并に答●新製殺蛹器の件に就き質問并に答

◎統計
●三十年八月中生絲所物類輸出數量元價收稅統計●三十年八月中繭物類輸出數量元價統計●全世界生繭及生絲產出額

◎外報
●佛國繭及蠶絲景況●佛國收繭景況●里昂生絲市況●歐北地方養蠶事業興廢上奏

◎雜報
●評議員會●品評會開設延期●新潟支會第二回品評會●新潟支會大集會●松永伍作氏に銀杯を贈る●松永技師の歸朝●蠶業講習所本科生●蠶の命名式●蠶種檢査法未施行地●横濱生絲檢査所生絲檢査調●神戸生絲檢査所生絲檢査調●横濱生絲檢査所巡視人員●同業組合設置の申請●金貨本位と生絲相場●薩州の養蠶試驗概要●隆羽農區實業大會●新潟縣知事の蠶絲業意見●製絲工女の貯蓄●肥後製絲會社の誤評●歌訪製絲家の夜業●製絲汽罐の破裂●越後生絲の販路●下村登代作氏の名譽●一府六縣聯合共進會●蠶進社蠶業調究所卒業證書授與式●蠶事新說二件●淺水と蠶繭の減少●出張と歸京

●大日本蠶絲會第三回品評會開設廣告

本會第三回品評會來る十二月三日より五日まで三日間（十月開會豫定の處延期）東京市赤阪區赤阪溜池町大日本農會會堂に於て開設候に付き會員諸君は可成御出品あらむことを希望す但し本會會員外と雖も篤志者の出品は之を諾し可成的多數出陳致し度に付き右出品方精々御勸誘相成度此段特に希望致候也

一出品の種類並に數量を定むること左の如し

蠶種　一種に付（框製五十蛾分以上／普通製一枚以上）

繭　同　一升以上

生絲　同　一捻十八匁以上

一出品は十一月二十八日までに會場に遞送せらるべし但し出品運送費は出品人の自辨とす

明治三十年十月

大日本蠶絲會

●論說

●彼我蠶絲業の差異（第六回大集會演說）

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　本多岩次郎

私は蠶絲業視察の爲に昨年から本年に掛けまして歐米の方へ巡廻を命ぜられました、所であちらに行つて見聞しましたることに就きまして段々御話を致したうございます、けれども夫に就きましては隨分時間も要する事柄でございまするに依つて唯あちらの蠶絲業と本邦蠶絲業と如何なる違があるか、どう云ふ點が違つて居るか、其違つた所は如何にして改良すべきかと云ふ事柄に就きまして一場の御話をしやうと思ひます、此蠶絲業と申しても素より廣い業務でございまするで此差異のある所に於きましては色々の關係から違も起らうと思ひまする、唯此處に擧げまする所の差異は其蠶絲業の業務のみのことに就きて御話を致す積りでございます、どうぞ其積りで御聞取りを願ひます、素より蠶絲の業務に就きましては私に於きましてもまだ十分の調べも出來ませぬでございまするが、唯此養蠶と生絲の此二つの業のことに就て御話を致します、所で養蠶と生絲の業務に就きましては今日歐羅巴及亞米利加に於ては如何なる所が違つて居りまするか、即ち業を取つて居るかと云ふことに就きましては既に諸君も御承知の如く亞米利加に於きましては少しも養蠶業務と云ふことは取つて居りませぬ、又從つて製絲の業務も少しも取つて居らぬのであります、前年は隨分亞米利加に於きましても養蠶をして見たり製絲をしたいと言つて色々計畫をしたさうでございます、けれども其れをするに就ても亞米

利加に於ては人夫賃の高い所や其他の關係から到底出來ないと云ふことで今日は少しも意に留めないと云ふ樣な有樣であります、所で蠶絲業の事に就きまして亞米利加の農務局に參りまして段々聞いて見ました所が蠶絲業即ち繭を收め生絲を製造すると云ふことに就ては自國で遣ると云ふ念慮は少しも今日の所ではありませぬことであります、夫から移りまして英國へ參りますると英國も其通り少しも自國で養蠶をし、自國で製絲をすると云ふ念慮はない、夫故材料を得て織物にしやうと云ふ今日の有樣でございます、夫から佛蘭西、伊太利に參りましては御承知の通り彼の有名なる養蠶地方と製絲地方を見まして十分に養蠶製絲の事に就きまして調べました、所で此養蠶製絲のことは佛蘭西、伊太利は歐羅巴の內で重もなる所でございまする、故に今日此處に擧げました所の彼我蠶絲業の差異と申しまするのは一方は佛蘭西、伊太利と日本との關係と御承知を願ひたい、所で此あちこちもつて遣ります所の蠶絲業に就きましては素より其業務のことに就て御話を致したうございますけれども先づ其前に大體の事に就て少し御話をしやうと思ひます、御承知の通り蠶絲業と申しまするとと先づ之を分ちて三つと致します、即ち製絲業、養蠶業、製種業、と云ふ此三ツから蠶絲業は成立つて居ります、所で此三つの業が彼の地に於きまして如何に組織されて居るか、又我が日本に於きましては如何に組織されて居るかと云ふことを比較すると云ふことは蠶絲業大體に於て最も必要と考へます、夫故あちこちの蠶業の有樣が如何にあるかと云ふことを十分に調べて見ました、所があちこちの蠶絲業と申しまするのは素より日本の蠶絲業の規模と或る塲合に於ては多少似て居る所がありますけれども大體から見ますると丸で違つて居ると言つて宜い位のことでございます、然らば日本の蠶絲業とあちこちの蠶絲業即ち伊佛の蠶絲業とはどちらが其當を得て居るかと申しますると、素よりあちこちに缺點もありませうけれども先づ大體から申しますれば伊佛の蠶業は規模共に進步の有樣は日本の蠶絲業から見ると數等上つて居ると私は考へて來ました、夫はなぜかと申しまするとこの互ひの關係して居る所の規模は如何にしたならば適當であるかと云ふことに就きまして色々說もございませうけれども先づ私共の考では此種を拵へますもの即ち製種業、夫から製絲業即ち絲を拵へますものは素より規模は大きくなければならぬと考へて居ります、語を換へて申せば種屋も大きいのや小さいのがあります、又絲を製造する者も坐繰のものが澤山あると云ふよりは寧ろ機械製絲で大きなものが數箇所に止つて居る方が規模其當を得たることゝ考へます、又は蠶種を餘計に拵へますにも其箇所の少ける方が蠶絲業上に取つて最も貴ぶべきことゝ思ひます、獨り養蠶業はどうであるかと云ふと養蠶業は隨分其規模は大きなものも必要でありませうけれども先づ大體から申しますれば養蠶業は成るべく規模は小であつて其數の餘計あることを欲することゝ思ひます、なぜと申しまするに此養蠶業は御承知の如く……此種屋でありますれば一己の專門の業でありまする養蠶と云ふものは抑も農業の一つに分けてある業務である、農業の中に屬する所の一つの業務でございますれば成るべく規模は小でありましても其數の餘計あることを以て私は貴しとして居ります、夫でございますからして夫等の點からして伊佛の蠶絲業と我邦の蠶絲業と比較して見ますると、歐羅巴に於きましては……先づ第一此製種即ち種からして御話をします、あちこちの種屋は如何なる規模であるかあちこちの種屋は小さい種屋が澤山あり、日本の如くに澤山自分の資子を方々に出したり、或は自分で箱を背負つて出掛け所謂る一口二足の種が澤山あると云ふことであるが調べて見ると決してさうでない、あちこちには隨分大きいのになると五萬「オンス」も一年に製造する種屋がある、御承知の通り向ふの種は一枚二枚と種紙にして賣買するのでありませぬ、最初袋に入れて產卵せしめ十月頃水に落して日影で乾かして其卵粒を目方で賣るから何「オンス」と云ふことが出て來る、一「オンス」は二十五「グラム」種屋では三十「グラム」を一「オンス」と致します、而して普通の所では五萬「オンス」の種を採ります、五萬「オンス」は日本の目方にすると四百貫目ある、一軒の種屋で大きな所になる

と四百貫目まで種を製造すると云ふ大きな所がある、之を一枚七匁餘の割合の概算にしますと丁度五萬七千枚程でありまして、是れは一枚から製造して一戸で五萬七千枚の種紙を製造する割合でありまして、是れは最も大きなる所の話でございます、所であちらの一戸で以て製造する種の平均は通常どの位であるかと云ふと、尤も少くないのも多いのもあるが大概平均三四千「オンス」、之を日本の目方にすると二十四貫乃至三十二貫目であります、一軒の内の種だけでございます、雙方種を算用して見ると前申した通り二十四貫目乃至三十二貫目になる、之を日本の種紙で概算して見ると丁度三千四百枚から四千六百枚是が即ち平均で殆ど四千枚と云ふのが平均であります、斯の如くに向ふの種屋の平均と云ふものは一戸で製造しますするのが四千枚の多きに及んで居る、だが日本の種屋でありますると、どの位ありまするかと云ふと日本の平均では先づ百枚はどうであらうかと思ふ、日本の種屋が一戸で製造する平均高は殆ど、あちらの四十分の一にしきや當らない、夫でございますからして極日本の種屋と云ふものは小さいのが澤山ある、向の種屋は大きいのが少くなくあると云ふ有樣であります、夫故に昨今非常にやかましい所の蠶種一定論、種を一定しなければならぬとか或は色々の說が今日の所にございます、素より種の一定のことに就きましては最も希望する所でありまして、最も希望する所であると云ふことは先年此農商務省の仕事でございますけれども各所の繭を取りましてさうして夫を富岡製絲所で一樣の絲に製し又夫を京都の繪絲會社で一樣に繪りまして總て一樣にして之を工業學校で一樣なる手續を以て機に掛け織りましたり染めたりして試驗しました所が其出來ました所の織物に就きましてはどうであるかと云ふと各種壹く多少の違がありまして、所で又其時分に於きまして同じ樣な方法にしまして各種の縱絲を四五本づゝ刈らべて夫を緒子に織りました所が出來上つた織物は縱襞か非常に出來ました、夫でございまするからして同じ種類の物でありまするとも同じ樣な物が出來まするけれども種類が一種違つた場合には其織物に織襞が出來ると云ふことは明かなるものであります、夫故種類の一定と云ふことに就きましては最も今後意を注がなければならぬことである、其種類の一定と云ふことに就きまして我國と伊佛とはどうであらうかと云ふと、今御話をします如く種屋は向のは規模が大きくつて少ない、日本のは規模が小さくて種屋が多いと云ふ有樣でございます、夫でありますから日本の蠶種は各〻非常に違つて甲の所で捨へた種と、乙の所で捨へた種とどうしても違つて來なければならぬ、夫故日本の種屋は今日小さいのが澤山あるに拘らず種類を一定すると云ふことは到底出來ない話であらうと思ふ、所があちらの方は規模が大きくございまする爲に夫故に種類一定と云ふことに就きましては容易く出來ますことゝ考へます、さう云ふ樣な都合でございまするからしてどうしても此蠶種の大體のことに就きましては非常の違がありまする、夫から其次に移りまして養蠶の如きにしますると、養蠶は丁度あちらでは平均一「オンス」半の種紙を飼ふ割合になつて居ります、あちらのは平均一「オンス」半、一「オンス」は丁度七匁ばかりで日本の種にすると一枚半であります、伊佛の養蠶と云ふものは平均一枚半を掃立てると云ふ割合になつて居ります、所が日本のでありまするとどの位であるかと云ふと、日本の養蠶家の掃立まするものは平均半枚より少し餘になりまするが先づ半枚前後掃立てることになつて居ります、さうしますると日本の方は掃立て枚數は少くない、あちらのはこちらのと比較すると殆ど三倍になつて居る、けれども此點に就きましては日本の方が劣つて居るとは考へませぬ、成るべく餘計種を掃立てるは必要であるが併ながら前御話した如く此養蠶業は農業の一つの業務として遣らなければならぬことでございますから是非共餘計掃かふと云ふ必要はあるまいと思ひます、夫故に此養蠶業に就きましては伊佛と本邦とさうたいした違はあるまいと思ひます、夫から製絲業でございます、此製絲業に於きましては最も注意すべきことでございまして此製絲業の規模の大小は絲の不揃又は齊一と云ふことに關係が大分ございます、製絲業の規模はあちらの方はどの位かと云ふと伊佛は互に大分規模が違つて居ります、其規模はどれ位かと云ふと隨分

大きい規模は三百人もあります、さうして平均どの位かと云ふと、丁度百人取が伊太利製絲所の平均でございます、所が佛蘭西に行きますとどうであるかと云ふと先づ一番大きいのが百人取であつてさうして平均僅に三十人取位の平均であるさうでございます、所で日本の平均はどの位かと云ふと、是は二十八年の農商務省に於ての調べでございまするが、先づ三十人取が平均でございます、三十人取が平均でございまするが日本に於きましては隨分坐繰で會社を爲して居るのは五百人以上もあるが、先づ三百人以上四百人取が大きい所であります、夫から小さい所は所謂る坐繰一個で遣る如き最も小さい所がございます、其大中小を分けて見まする百人取がどの位あるかと云ふと、日本全國にしまして百人取以上のものが百三十九箇所計りであります、夫から五十人取以上百人取までが三百八十八箇所、十人取五十人取以下のものが二千六百七十一ある割合でございます、即ち此十人取からして五十人取までの間が非常に餘計ある、尙ほ夫より下つて小さな坐繰で以て取ります所の此製絲所と云ふものは甚だ多いことである、所で日本に於きましては四五人の坐繰で取りましたり又戸毎一人で取ります仕事は多々あります、即ち佛蘭西に置きまする所の製絲所を見ますと隨分大きい製絲所を見ましたが、山の中に這入つて小さい所に這入つて行きますと六人取若くは十二人取までの製絲所は蒸汽を置いて遣つて居ります、日本の小さいものは蒸汽でなくして坐繰で以て遣つて居ります、向ふは極小さい六人取位ですら蒸汽を用ひて製絲を遣つて居る有樣であります、夫でありますから規模は本邦と佛蘭西とさうたいした差はございませぬが其通り方法に於て非常に違があるのみならず向ふの繭と本邦の繭とは非常に違があるのでございます、即ち本邦の繭は非常に雜駁で向ふの繭は解舒が容易であります、尙ほ其事は跡で御話をしますがさう云ふ樣な有樣でございます、夫故に此規模に於きましては……養蠶の點に於きましては先づ私の考ではたいした違もございませんまいが種屋と夫から絲を取ると云ふ上に就きましては最も日本の方が伊佛よりも遲れて居ると言はなければならぬと思ひます、規模に於きましては今御話をしたる如くでありまするが、夫ならば進歩の有樣はどうであるか、製絲業製種業及養蠶業の進歩の有樣、此進歩の有樣に就きましては最も注意しなければならぬ、と申しますのは……此蠶絲業と申しまするのは製種業、養蠶業、製絲業の三つ物から成立つて居りますが、此三つの物は互に相一樣なる速力を以て進んで行かなければならない、即ち養蠶業は非常に進んで行つても製絲業が劣つて居ると言つたならば蠶絲業の進歩とは言へませぬ、所が伊佛あたりの進歩の有樣と日本の進歩の有樣と比較いたしますると又茲に於て私は日本の進歩の有樣は其當を得ないと云ふことを發見しました、夫はなぜかと申しますると日本に於きましては此三者の有樣がどう云ふ有樣になつて居るかと云ふと、此製絲家と製種家即ち種を製造する者が少し數が多い、即ち養蠶家に比較して今日の場合數が多くはないかと云ふ考が非常にございます、夫でありまするからして此製絲家が繭を得るに至りまして非常に困難であります、製絲家即ち絲を製造する者は製絲の原料たる繭を得やうと云ふのに今日日本に於て困難して居る、困難をして居るから早く人を馳せてさうして繭を買ふ、甚しきは八百弗の絲相場の時にても千弗以上に賣らなければならぬと云ふ値段の繭を買はなければならぬと云ふことが今日日本に於ては毎度起つて居ることであります、所があちらの有樣を見ますると即ち絲を製造する者と養蠶業との割合が宜くついて居るから夫故に製絲家が繭の少けないと云ふことに就て非常に困難すると云ふことは今日ありませぬ、先づ其繭の賣買の有樣を見ますると向ふの製絲家が繭を買ひまするのはどうであるかと云ふと、養蠶家が繭の見本を製絲家の所へ持つて來て此繭で幾らに買ふかと云ふことに就きまして相談を極めて夫で宜しいと云ふ所でこんだ澤山な繭を持つて來て賣る、若くは一つの場所がありましてそこへ製絲家も養蠶家も打寄つて賣買をするのであります、所が日本のでありますと製絲家が方々に人を馳せて繭を買ふと云ふ有樣でありますから此點が製絲業即ち絲を取ります人の困難でございます、此困難なることは畢竟ずるに此養蠶家より製絲家が

割合に少くない、語を換へて言へば製絲家が近年非常に殖えて來ました、殖えて來ましたからさう云ふ樣な有樣になつて來た、先づ之を一つ製造高から考へて見ますと日本の製造は一釜に付てどれ位一ケ年に製造高があるかと云ふと其平均は機械で三十九斤、坐繰で二十二斤、是も十人以上の製絲所の調べでございます、夫でありますから先づ坐繰の僅かしきや取れないものは暫く措きまして機械ばかりで考へましても機械製絲で一年中にどの位絲を出すかと云ふと、九貫四百四十二匁の絲を平均出すことになつて居ります、夫から又澤山絲を出します信州の諏訪郡あの一郡丈けの平均を取つて見ると、諏訪郡では一釜に對して十貫五百六十匁出す割合になつて居ります、日本全國の製絲所の平均は一釜に付て六貫二百四十匁取ります、然るに伊佛の製絲を致しますのは一釜に對して年にどの位の絲が出來るかと云ふと、丁度滿を八百三十三「キログラム」潰す即ち日本の二百二十二貫目ばかりになつて居る、絲はどの位製造するかと云ふと二十貫目の絲を製造する割合であります、日本に於きましては僅に平均六貫二百四十匁、あちらでは一釜に對して二十貫製造があります、素より日本では平均二口取にならぬ一日六分七分位のものになつて居る、向ふは四口取六口取がある、さうして口立釜は前に付いて居るから從つて餘計絲が出る、工場の點から言へば之に對して多少の取捨もしなければならぬ、然し兎に角一釜に對しての製造高は一方は平均六貫二百四十匁、一方は平均二十貫目の生絲を製造する、夫れでありますから一釜に對して消費する所の繭は日本とあちらでは日本の方が殆ど三分の一と云ふ割合であります、即ち養蠶業と製絲業との釣合は取れておらない、と云ふことは此點で分かります、即ち蠶絲業に就きましては日本の養蠶業は製絲業の割合からして數が少けない、語を換へて言へば製絲所が近來非常に勃興して養蠶との釣合を失つて仕舞ふと云ふ今日の有樣であります、夫れから今度は種屋のことでありますが、種屋の如きはさうたいした違はない、あちらの方即ち佛國西、伊太利あたりでは種屋と養蠶家と比べて見ますると割合に種屋はさう餘計ない、餘計ありませぬからして

夫故に種屋と養蠶家との釣合が宜いが、日本に於きましては種屋の方が養蠶家から觀べると餘計あるからして夫故に種の賣買上に於て非常に困難を來して居る、即ち前御話しまする通り日本の種を賣買するのには箱を背負つて山の中に這入つて婆さんや爺さんを胡魔化して賣り付けやうと考へて居る、さうして賣買の代金などは跡拂又は半拂が多い、あちらは種の賣買はどう云ふ風にするかと云ふと、種屋が一箇所にあつてそこへ買に行きます、斯う云ふのはないかと言つて注文して遣ると小さな袋に入れて見本を送る、送ると夫を見て善い悪るいを檢査して夫ならば之を幾ら「オンス」送れと言つて注文をすると種屋は直ぐに養蠶家に渡さないで夫れ丈けの物を取つて置いて冬中から春中まで種屋が貯藏して四月十日前後に其種を養蠶家に配ばると云ふ有樣であります、又或る場合に於きましては派出員を出して注文を取つて來ることがあります、日本の如くに種を押付け賣りする樣なことはあちらにはないそうです、是等は種屋と養蠶家との割合は善く付ひて居ります所以であります、即ち進歩の度合が宜しい、所が日本に於きましては前御話した如く養蠶家の割合に種屋が多いのでございます、且つ種の製造も多いから從つて競賣が盛になつて來ました、さう云ふ樣な有樣でございまする故に此三者の有樣を私があちらに參りまして見ますると養蠶製絲及び製種の此三つの業務と云ふものはあちらでは其當を得て居るが、日本に於きましては獨此養蠶業の數が少くなく常に製種業即ち種屋と云ふものゝ數が多い、爲に賣買上甚だ圓滑を缺くと云ふ場合が隨分あります、夫故に今日の所養蠶業は益益發達をされましてさうして又製絲業の方も養蠶から出る所の收繭高を能く調べましてさうして製絲所を立てると云ふことに是れから餘程注意しなければならぬことゝ思ひます、是れは今大體の規模に就ての御話でございまするが、今製絲業及養蠶業に就きまして日本と向ふの業務とは桑仕立方差があるかと云ふことを御話し致しませうと思ひます、

先づ第一に養蠶業の土臺となる桑樹に就て御話しを致します、あちらの桑とこちらの桑とは其仕立方

に就て餘程變つて居る、こちらでは隨分暖い所では根刈りをする、夫故降雨の際などには非常に便利に葉を採りますが、あちらのは多くは立桑でありまして先づ大概一丈からの高さであつて四十年乃至五十年經過せねば十分に收獲が無いと申して居ります、斯く木が非常に大きいから葉を摘採するに普樹子を懸けて採る有樣である、所で日本はどうであるかと云ふと、今迄日本に於ても隨分さう云ふ方法でやつて居つた所が澤山ある、之は寒國に於て餘計ある、之を暖い所で行うには夫迄になる間には鐵砲蟲の害を蒙つて十分の發育が出來ない有樣である、即ち禰島などの桑樹を見ますと、幹にあつても多少此蟲害若くは植物黴菌の害を受くる、所が歐羅巴に於ては決してさう云ふことはない、唯歐羅巴に於て桑樹に對する重なる害は二つございます、其外の事は少しも心配するに足らぬと言つて居ります、其二つは何であるかと云ふと、佛蘭西であると黴菌……「プールデー」と云ふ菌であります、之が幹の所にくつ附く、と二三年の中にすつかり枯れて仕舞うから夫れは注意して落さなければならぬ、之が植物の害の一つであります

夫れから動物の害はあちらには貝殼蟲が非常に餘計ある、殊に此蟲は伊太利に餘計あります、此貝殼蟲が附くと夫れが爲めに樹は養分を吸取られて十分に發育が出來ないと云ふことが毎々あるさうでございます、此貝殼蟲に就ては伊太利では法律を設けて之を除くと云ふとで昨年で丁度三年間之を施行して居ります、夫れはどうするかと云ふと、貝殼蟲が出來ると水七十二匁、ポッタース石鹼五匁、石油二十三匁を交ぜて其混和物を貝殼蟲の附いて居る樹に塗附ける、さうすると其貝殼蟲は直に死で仕舞うさうでございます、さう云ふ方法を以てやつて居ります、即ち伊太利では政府から法律を設けてやつて居ります、今一ヶ所の畑に貝殼蟲が出來た場合に其持主が之をやらぬ時分は監督員が地方地方に設けて有つて其監督員が命じてやらせると云ふ有樣であります、夫故に此貝殼蟲を除くことが今日は餘程出來たと云ふ話であります、即ち今日の所此蟲の害は甚だ少なくなつたと云ふ有樣でございます、又佛蘭西の方は今話した所の黴菌でありますが、此菌は出來ると大きくなりますから直ぐ取れば大した害は無いと云ふことであります、夫れであるからあちらに於て桑樹に對する害は甚だ僅である、所が日本の桑樹に對しては今日非常に恐ろしい所の縮葉病の如き、又鐵砲蟲の如き種々雜多の害を植物動物から受けて居る、伊佛に於ては其害が甚だ少ない、こちらはどう云ふ譯かと云ふと、畢竟濕氣の關係であります、伊太利、佛蘭西に於ては、日本と比ぶると濕氣の害が少ないのであります、之は御承知の通り養蠶期中は日本に於ては大概濕氣が七十五度から八十五度位である、上簇前よりは大概八十度からの濕氣である、伊太利、佛蘭西は僅に六十五度から七十度で割合に濕氣が少ない、夫故黴菌の發育及蟲等の寄生が甚だ少ないのであります、夫れであるから此桑樹の蟲害及病氣と云ふものは今日の所伊佛と日本と比ぶると差があります、畢竟ずるに之は空氣中の濕氣が關係することであるから致方がないのでございます、今後此害物に對する驅除及豫防の方法を講ずるのが最も必要なことであります、夫れから今御話した所の萎縮病と云ふものはあちらには少しも無い、夫故此桑樹の栽培上に於てはあちらの方が非常に利が有ります、所で日本に於ては此萎縮病と云ふものは根刈りに多く、中刈りに少なく、高刈り立取りになると尚ほ少ないと云ふことは明な事實であります、夫れで日本の桑樹もあちらと同じやうに此萎縮病を除く爲めに今迄根刈りにして居つたのを高刈りか立取りにしたら萎縮病の害を蒙ることの薄くなることは明なことであります、夫れにしても一つ注意しなければならぬのは鐵砲蟲の害であります、此鐵砲蟲に就ては餘程研究しまして其寄生の有樣は分つて居るから之を輙く除き得ると云ふことを十分是から研究しなければならぬ、若し此鐵砲蟲の害を十分除くことが出來得られたならば萎縮病が非常に盛なる地方に於ては桑樹は立通し若くは高刈りに改むることが必要であります、併し之を立通し高刈りに改むるに就ては即ち今御話しをした如く葉を採ることが餘程困難でございます、普通の刈桑に比べて見ると雨が降つて來ても直ぐに採れると云ふ譯には參

りませぬから夫等の點は餘程考へなければならぬ

夫れから收獲はどうであるかと云ふと、あちらの養蠶と日本の養蠶と比べて見るとあちらは非常に收獲が多い、其收獲の多いのはどの位であるかと云ふと、明治二十八年即ち千八百九十五年に佛蘭西では三十八「キロ」幾ら、夫れから伊太利は四十「キロ」幾らであります、之を日本に換算すると……佛蘭西では種紙一枚から十貫目、伊太利は十一貫目取れると云ふ有樣であります、之は平均數で統計から調べたので平均夫位取れる割合でございます、所で此平均に取れるならば養蠶の方法が非常に良いか、空氣は善いかと言へば、素より空氣は非常に善い、濕氣は今御話した如く少ないから日本の養蠶と比べて見ると非常に向ふは容易い、容易いから是丈けの收獲が有る、其上御承知の通り向ふは蛆害が無いから夫れで非常に收獲が有ります、夫れで私は向ふの小さな山の中の製絲場に行きまして見ましたが、出來た所の蛹がどうであるかと云ふと、黑いのは少しも無い、皆黃色な立派な蛹である、殺蛹の時はどうであるかと云ふと、殺蛹の場合に於て中には卵が隨分發育して居る蛹も諸所で見受けましたが大體から見ると濕氣が少ないのと、蛆害が少ないのとで蛹は非常に善い色をして居る、今日本に於て非常に好で居る所の黃みを帶びて立派な色をして居る、是等は畢竟濕氣の少ないのが重なる原因でありますが、又一方に於て蛆害の少ないのが非常に關係して居る、日本の平均はどうであるかと云ふと、日本の平均は僅に六斗三升ばかりである、伊太利、佛蘭西などは升目に直せばどの位かと云ふと、雙方共一石足らず九斗幾らの平均の收獲になつて居ります、さうすると同じ卵を孵して出來上つた所の繭からして一方は九斗以上であり、一方は六斗幾らであると、殆ど日本の收獲は三分の二の收獲であります、畢竟養蠶業は向ふの話しを聞いて見ると、日本は向ふの業に比べれば優つて居つても劣つて居ると云ふことはないと思ひます、劣つて居ることがなくして此通り收獲の少ないのは之は畢竟濕氣と夫れから蛆害の關係に基くものであらうと思ひます、夫故今日此蛆害の驅除に就ては十分注意をしなければならぬことであります、夫れで此蛆害の原因に就ては農科大學の佐々木君が類に研究されて其原因も十分に分つて居りますが、さて之を容易く除くと云ふことは困難なることであります、夫故今後此蛆害を除くことに就ては專心意を用ゐてやらなければならぬ仕事であります

夫れから養蠶業に就ては伊太利佛蘭西は種屋が大なる故に從て、種類の雜駁ならぬと云ふのが最も養蠶業に就て便利を與へるのであります、日本は種類雜駁であります故、養蠶家は一定の繭を得ることが出來ませぬ、夫故今日種類の一定なることが養蠶業に就て非常に便益であらうと思ひます、今御話した如く天然の空氣に於ても又蠶種の一定のことに就ても日本の養蠶業は伊太利、佛蘭西の養蠶業より非常に劣つて居ると言はなければならぬ、殊に佛蘭西の如きは養蠶業に對して奬勵金を與へて居る、其奬勵金は繭一「キロ」製造に就て五十三「チーム」の奬勵金を與へる割合である、夫程の奬勵金が有るからしてあちらの養蠶業は非常に便益が有る、夫れで此事に就ても日本の養蠶業と伊佛の養蠶業と比べると雲泥の違ひであります、尤も此奬勵金は二十五年から始つて六年の繼續事業で本年で終りであります、斯樣に大きな奬勵金を與へてありますからこちらと向ふの養蠶業に就ては大變な違ひがあります

夫れから種屋にしても伊太利、佛蘭西などでは種屋は坐つて居つて御客さんがやつて、來る有樣である、こちらでは坐つて居るどころではない、種屋は方々を馳廻つた上に他に競爭者が澤山あるから非常に競爭しなければならぬと云ふことであるから種屋の業務は困難である、之があちらとこちらと非常に違うのでございます

夫れから製絲業に就てはどうであるかと云ふと、是亦非常に違ひがある、製絲業に就ては第一繭を獲ることの難易が違ひます、向ふは製絲場へ繭の見本を持つて來て賣るか又は近所に在る大なる市場に行つて繭を買へば容易く買うことが出來る、所が日本では山坂を越えて非常に遠方迄買ひに行かなけ

ればならぬ有樣でございます、此一點に就きましてあちらとこちらとの差があるのみならず、空氣はあちらは乾燥して居りますから製絲業に取りまして非常に利益を得て居ります、と云ふものは第一繭を乾燥することに於て違ひがあります、日本に於ては繭を能く盡べて庫の棚に置くと云ふやうな在來の乾燥法では殆ど二割までは確かに徹を來して居ります、夫れは畢竟ずるに折角天氣で能く乾いたと思つても此通りの雨續きであると濕氣る、濕氣ると徹が生へる、夫故日本の乾燥法は困難であります、所が伊太利、佛蘭西の繭の乾燥法はどうであるかと云ふと、所によりますと乾燥場を作つて乾燥して居ります、併なから先づ一般から見ますると、日本在來の乾燥法とさう違ひはない、蒸汽で熱力を與へて殺蛹した後ち能く入れて庫の棚に置くと云ふやうな有樣でありますから日本在來の乾燥法とさう大した違ひはありませぬ、大した違ひがなくして徹はどうであるかと云ふと、徹は多少出る、多少出るが大した害を及ぼす程の徹は出ませぬ、夫れは今御話した如くこちらとあちらでは濕氣が非常に違うから日本在來の乾燥法でやつても大した害を及ぼさぬことであります、夫故日本とあちらとの製絲業の違ひは明なことで、向ふの製絲業は非常に容易いと云ふことは明に分かることでございます

夫れからもう一つは繭の解舒の容易いと云ふことであります、あちらの繭の解れと日本の繭の解れと比べて見ると、あちらのは解舒が非常に容易い、其容易いのはどう云ふ工合で容易いかと云ふことを能く調べ、又自分が考へて見ると、固より繭の種類にも關しますれども、どうしても空氣中の濕氣が關係することゝ思ひます、夫れで先年私が戒る所で話したことがありますが、繭の素質に護謨質を餘計有つと少なく有つとは濕氣が餘程關係すると思ひます、夫れで蠶の口から出た所の絲の質は化學上で所謂「セプロイン」と申しこのものが濕氣に遭うと其「セプロイン」が「セリシン」に變つて來る、最初口から出た一本の絲を見ると「セプロイン」で出來て居る、所が此「セプロイン」は空氣中の酸素との空氣中に有る所の濕氣若くは自分が持つて居る濕氣と結合して之が「セリシン」に變はる、此「セリシン」は何かと云ふと當業者の言ふ普通の護謨質である、夫れで濕氣の多い所で出來た所の繭と濕氣の少ない所で出來た繭とは其絲を能く調べて見ると護謨質に於て大層違ひがある、同じ繭で濕氣の多い所で懸けた絲は練減りが餘計であつて乾燥の所の絲は練減りが少ないと云ふことは明なことでございます、そう云ふ都合である故に伊太利、佛蘭西の繭は素より元質の解舒が善いから繭其物の解舒が善いことは無論でありますが、又一方に於ては空氣中の濕氣が少ない爲めに其解舒が大變善くなることと思ひます、そう云ふやうな都合であるからして此繭の解除の點に於きましては日本とあちらとは非常の違ひがあります、夫故向ふは繭の解舒が善い爲めに生絲を製造するに大概三日四日若くは六日取りで製造して居ります、日本ではどこへ行つても大概二日取であります、尤も中には三ッ四ッ位も取つて居るところがありますが平均すると概ね一日六七分であります、斯く一人の取り高に違ふるは工女の熟練にもよるべきも亦向ふの繭は解舒が善いからであります、夫故繭の善いことに就ても向ふの製絲業は日本の製絲業より優つて居ります、もう一つはあちらのは黃繭であります、白い繭であると少しでも障碍があると絲に黑みを帶び赤みを帶び若くは薄黑いとか多少色の關係を帶びて居るが、向ふのは黃繭であるから少し位障碍があつても外に顯はれませぬ、夫故製絲に就て容易いのであります、さう云ふやうな關係からして繭を煮るにも十分に煮ることが出來ます、日本の繭はどうであるかと云ふと、先づ煮た所で其繭の綻れ目のまだ白い中に絲を取始める、即ち若煮の時分に絲を取ります、あちらでは繭を煮る者が附いて居つて其者が煮るから充分に煮て、さうしし渡します、夫故繭の煮加減は常に齊一にして亦た輪類の出來ない原因であります、輪類の出來ないのは是は種類に依つて大變違ひますが、一は繭の煮方に關係することゝ思ひます、夫れで御承知の通り絲を掛けるには西洋の八の字なりに絲を掛

けて居る、而して此交叉して居るところを能く解かせば眞直に絲が出ます、若し解けが十分でなきときは此交叉して居るところが解けずに所謂輪類を生じます、即ち充分に煮てあれば能く解けますが、日本の如き若煮であると解れる所の場所がまだ固着して夫れが爲めに輪類が出來るのであらうと思ひます、けれども今日本で十分に煮たものですることになつても今日の所では非常に困難なことがあります、其困難なることはどうであるかと云ふと、先づ日本絲は直輪が澤山ある、併ながら多くは横濱に賣るのであるから横濱で直段の宜しいやうな絲を引かなければならぬ、そこで横濱の仲買はどうであるかと云ふと、唯今高木さんの御話しのやうに絲の質には關係しないのであります、只面附きの善い即ち眞白と云ふことに注意して居る、黑い絲で質が善くつても夫れは取らずに質は悪くも白いのを取るのである、是は畢竟仲買が絲に就て眞の良否を知らぬから、常に絲の面附きにのみ注目し白い絲でなければならぬと云ふのが今日の有樣でございます、夫れで日本の絲は十分に煮るとどうしても黑みを帶びますから若煮で取る、若煮で取つた絲は非常に冴へて立派な絲であるから横濱に賣るには此若煮で取つた絲でなければ能く買つて呉れぬ所から自然今日の所では十分煮ない有樣になつて居ります、夫れであるから今日急に十分煮て絲を取ることをやつた所が到底出來ない、畢竟眞の改良すべき方針を製絲家が十分に取らない、其改良すべき方針はどうしても織物屋が命じなければならぬ、即ち織物屋の精神が十分に製絲業者に貫徹しなければならぬ、即ち亞米利加であれば「バトソン」、佛蘭西などはどん〳〵改良して行く、夫れは畢竟傍に需用するものがある、即ち亞米利加であれば「バトソン」、佛蘭西などはどん〳〵改良して行く、夫れは畢竟傍に需用するものがある、即ち亞米利加であれば里昂と云ふやうに方々に需用が澤山あるから此絲はいかぬ、斯う云ふ絲はいかぬと云ふ眞の織物に對して障碍になるべき事柄が生絲製造者に貫徹して居る、所が日本はさうでなくして製造した所の絲を横濱へ賣つて横濱から出す都合であるから若し向ふから苦情が横濱へ來た所で横濱の商人が利益と云ふことを見て利益が無ければ握潰すと云ふことがあります、夫れであるから日本の生絲に十分改良をしやうとしても其間に遮られて居つては到底改良の見込は付きませぬ、今日の所では十分向ふの機屋の事情を知つて其事情を日本の製絲家に貫徹させ、又横濱のあの賣買の商權を日本の商人が取ると云ふことを十分盡力しなければならぬと思ひます

夫れから餘り長くなりますがちよつと向ふの工女の有樣を御話し致します、日本の工女と向ふの工女と比べて見ると非常に向ふが進で居ります、山の中の六人取りの小さな工場などの有樣を見ても、其帶の使ひ方總てに於て鄭重である、日本では山の中の製絲場などでは世の中の事柄を十分知らず、學問が十分無いからして唯絲を帶で引出せば宜いと思つて無暗にやつて居る、向ふでは六人取りの小さな所でも日本の大きな所より帶の使ひ方は熟練して居ります、それから日本と向ふとは工女の技量が非常に違ひます、あちらの器械製絲業は日本と比較すると向ふは漸々發明され漸々改良され漸々進歩して居るから從て工女の技術が進で居る、日本の製絲業は向ふに行つて直に向ふの器械を求めて使用するも器械其他のことに就ては十分それを會得するものがないと云ふ有樣であります、即ち日本の製絲業と云ふものは技術の進まぬと云ふことは畢竟經歷を積で居らぬから斯う云ふ結果が起つて來ます。夫故今日の所日本の製絲業の技術を進ませることに就ては之が指導者となり、監督者となる人を養成して置くが最も必要であります、隨分養蠶に就ては其指導者となる所の者も出來て居り、又繰絲織物等に就ても隨分出來て居るが、獨り此製絲業に就ては其指導者となり夫れに就て改良のことを計る所の土臺が今日の所では無いのであります、夫故今日の所其土臺を拵へて指導者となる人を作るのが最も必要のことゝ考へます

夫れから又生絲製造に就て向ふの非常に利益の有るのは奬勵金であります、彼の佛蘭西の奬勵金は六箇年であつて二十五年から本年までゝあります、夫れは一釜に對して二口取りは百「フラン」で即ち三十八圓ばかりであります、夫れから二口取り以上三口四口又は六口の器械を据附けて居る所は一釜

に對して四百「フラン」である、玉繭は一釜に對して一日取り二百「フラン」の奬勵金を與へて居る、夫故伊太利、佛蘭西などの製絲業は日本と比較すると、氣候技術總てのことに就て利益が有る、尚は其上に佛蘭西にては奬勵金を與へられて利益を得る都合であるから日本の業務に比較すると困難の程度は非常な違ひであらうと思ひます、斯う云ふ都合であるから養蠶業なり製絲業なり若くは製種業の此三つに就て天然の氣候其他に於て日本と比べて見ると、非常に伊太利、佛蘭西は優つて居ります、唯日本の優つて居る所は人夫賃の廉いのみに止つて居るのみであります、夫故今後は是等の缺點の改良すべき所は改良し、又進歩させべき所は進歩させて十分諸君と共に此蠶絲業に就て盡力したい考へであります、餘り長くなりますから此位にして措きます（拍手大喝采）

◉寄書

長野縣東筑摩郡本郷村
大日本蠶絲會員　島羽久吾

◉秋蠶業（承前）

秋蠶の飼育

予此稿を起すの始めに當り各齢に於ける飼育實施の顚末を列記し聊か讀者の參考に資するの積りなりしも奈何せん今や養蠶期に際し多忙言はん方なく遺憾ながら他日を待て詳記することゝなし今は唯春蠶飼育と秋蠶飼育の異なる要點を摘叙し之に處する豫防注意の概要を記すことゝなしぬ會員諸君幸に之を諒せよ

○温度　春蠶期は陽氣日に加はり温度次第に高まるの時に際し秋蠶期は之に反し温度已に極點に達し漸次降下するの時なるを以て自然其飼育上の注意を異にせざるべからず即ち春蠶期は四月より六月に亘り氣候尚ほ冷なるの時なるを以て其暖ならんことを欲し、火力を藉りて温度を調へ窓戸を閉ぢて寒氣の侵入を防ぎ其他種々の方法によりて漸次温度を高め暖氣を保持するとを勉むると雖も秋蠶に至りては則ち然らず時正に夏より秋に亘り炎熱殘暑甚しきを以て其播立の如きも成るべく冷室を撰び常に凉ならんとを勉むるにあり即ち日中は殊に注意して給桑を頻繁にし暑氣を避け窓戸を開放して凉風を導き日光の直射する方向には日除をなし日没後と雖も直に窓戸を密閉せず夜半に至り炎熱全く去るを待て閉ぢ終るべし若し又夜に入るも炎熱尚ほ甚しきときは障子のみを閉置くを宜しとす瓦屋根板葺等には建藁松葉の類を藏ひ以て炎熱の吸入を防除すべし要するに春蠶は朝夕は火力を藉りて人工を加へ日中の温度と爲さんとし秋蠶は日中の温度を抑へて朝夕の温度に近からしめんと欲するにあり斯の如くして成るべく低温ならしむるも秋蠶期は春蠶期に比し温度高きを以て蠶兒の發育經過甚だ速にして二十五六日を要すれば大概上簇するものなり特に飼育中留意すべきは眠期及び上蠶期なり眠前には十分給桑をなして營養をなすは勿論假令一座中盡く就眠するも未だ起蠶を見ざる限りは桑葉を細到して時時撒布し以て蠶座の乾燥炎熱を防ぐべし已に起蠶見へてより日中數時間を經過するも尚ほ眠蠶を見る塲合には宜しく網をかけ給桑し眠蠶多き塲合には二日となし飼育するを宜しとす若し過て多くの時間を經過する時は早く起きたる蠶兒は疲勞して起縮蠶となることあり温度高ければ熟蠶となること又速にして往々過熟繭を造るに堪へざるに至ることあり故に上蠶期に至れば簇及び人手を揃へて拾ひ取りの期を過たざるを要す

○空氣　春蠶期は秋蠶期に比し空氣の新鮮なるは彼の流行病等の夏秋の候に多きを見ても明なり是れ春季は嚴冬を經過し空氣清澄なるも秋季は之に反して正夏を經殘暑尚ほ甚しく大氣中には動植物の腐敗酸化により炭酸瓦斯を發し加ふるに幾多微菌類の飛散するあるを以ての故にして秋蠶飼育の困難とする所實に此にあり且つ温度高きときと病毒の蕃殖感染最も速なるを以て滿室の蠶兒をして忽ち病蠶と化せしむること少しとせず之が豫防としては空氣の新陳代謝を計り飼育に注意して蠶兒を健强ならし

むるの外に道なしとす換氣を計るに付て注意すべきは開放すべき窓戸の位置是れなり若し其四圍の關係如何をも察せず妄りに外氣を導くときは却て失敗を招くことあり即ち瓦屋根白壁等の反射を受くる外氣沼池汚泥等より來る空氣其他吾人の五官に觸れて不快を感ずる如き外氣は勿論入れざるを宜しとす殊に日中は室外は室内より常に炎熱甚しきを以て空氣の腐敗を來さゞる限りは開放せざるを安全なりとす而して動もすれば室の内外温度均一なることあり斯る場合には北方は多少南方より低温なるものなれば北方の窓戸を開放して涼風を導き或は板簾籠の類を煽動して風を起し夕立氣味にして蒸熱甚しく換氣上奈何ともなし難き場合には室の中央に於て焚火を爲すべく燃料は松葉、枯枝、鮑屑等一時に火炎を發して消滅するものを宜とす

○濕氣　秋蠶期は春蠶期に比すれば概して濕氣多し而も桑葉の容易に枯凋して蠶沙堆積するは暑氣甚しきに由るものにして桑葉は忽ち黑色を呈して所謂蒸桑を生ず今其糞沙を取りて鼻に接近するに春蠶のものとは其趣を異にし惡臭を感ず是れ全く空氣中濕氣の量多きに因るものにして蠶兒の衛生を害し病毒の傳染蕃殖することを爲めに甚しとす故に過濕の虞ある場合は春蠶にありては火力を藉り乾燥を計ることを得るど雖も秋蠶期にありては温度高く加ふるに空氣は稀薄にして汚物を混ずること多く到底濕氣を防除し得る程の火力を用ふること能はざるを以て空氣を流通せしめて其幾分を持去らしめ桑葉は長方形に細剪し桑量を減じて回數を增し給桑に先だつて籾糠を撒布し除沙を頻繁にし蠶具は總て能く乾燥して用ふべし

○桑葉　桑葉の硬軟は大に蠶兒の發育に影響す且つ硬軟の度を同ふするも摘葉時期により營養分に多寡ありて秋蠶期の桑葉は到底春桑に及ばざるや明なりさりながら秋蠶期中又硬軟の度により培養法の異なるに從ひ營養分に多少あり故に成べく注意して柔軟なるものより漸次硬葉に及ぼすを宜しとす若し單に秋蠶を飼育せんとする目的を以て栽桑せば晩桑中の良種を撰びて培養し秋蠶期に於て硬軟意に適

すること宛も春季の桑に於けるが如くならしむるを要す繭層の豐軟多肉なると否とは實に之に基因す

○晝夜　蠶兒の發育に光線の必要なることは明にして晴曇により發育に遲速あり蓋し曇天には蠶兒食桑進まず蠶沙堆積し晴朗なる天氣には蠶兒活潑にして食慾大に進む晝夜の關係は更に大なる差違あるものにして蠶躰の發育は全く日中にありと云ふも不可なし然るに秋蠶期は春蠶期に比し晝短くして夜長きにも拘らず經過甚だ速なるは日中の温度高きに由るものにして夜に入れば忽ち温熱を放散し晝夜温度の差十五六度に至ること屢〻なり斯の如き温度の激變は蠶兒の衛生に適せざるものなれば宜しく人工を以て可及的晝夜の温度をして平均ならしむることを勉めざるべからず日中は八十五六度に昇り夜半に至れば七十度以下に降る七十度以下の温度は蠶兒に適當なりと云ふこと能はざるも火力を藉りて温むると云ふ程の要もあらざれば寧ろ日中の炎熱を抑へて温度を平均ならしむること前に述べたるが如くなすを要す

○氣象　秋蠶飼育中最も困難を感ずるは氣象の變動なり南風蒸熱甚しきと思へば暴雨頻に來り雷雨去れば涼急に來り或は不幸にして眠期に際し爲めに失敗を招くもの少なしとせず風雨を防がんと欲して窓戸を密閉すれば空氣の鬱滯を來し閉ぢざれば濕氣の進入する恐れあり尤も蠶兒一二齡にして空氣の不足を感ぜざる限りは害なしと雖も已に上蠶期にも至らなば少しは風氣の進入する恐れあるも寧ろ閉ぢざるを宜しとす又强風にして室内に吹入る場合には桑葉を油斷なく給し葉脈を見るに至らしむる勿れ又眠中に際せば少しく濕氣ある籾糠を藏ふべし斯の如くすれば蠶兒は葉中にありて風氣の直接に蠶躰に觸るゝを防ぎ且つ炎熱にも耐ふることを得るものなり若し又風雨連日に亘り減沙堆積する場合には屢屢除沙を行ひ更に前述の如くするを宜しとす就眠の際に在ては起蠶を見ざる限りは桑葉を細剪して撒布し眠起に際しては常よりは餉食を早めて蠶兒をして飢渴を告ぐるに至らしむる勿れ雨天濕氣多き場合には給桑に先ちて乾燥せる籾糠を撒布し桑葉は常よりも細剪して薄く給與し除沙を行ふに當ては蠶

籠蠶網等は豫め火爐にて能く乾燥して後に使用するを宜しとす

給桑除沙分箔

前述の如く秋蠶と春蠶とは外圍の關係大に異なるあるを以て給桑除沙分箔の加減又多少異ならざる可らず乃ち給桑は春蠶に於けるよりも桑量を減じて回數を增し長方形に剪切して給するを宜しとす蠶種一枚蟻量四匁に對する給桑總量は百六十貫目を以て適當なりとす蠶兒の生長に從ふて漸次桑量を增し回數を減じ眠期の前後に軟葉を與へ細剪すること春蠶に於けるが如くすべし初齡には十回二齡には九回三齡に八回四齡に七回五齡には六回位の割合なり尤も氣候の變動乾濕の度により酌配する所なかるべからず除沙は毎日必ず之を行ふべく四眠後に至れば蠶沙堆積すること多く忽ち蒸熱を釀す虞あるものなれば午前八時頃に一回午後六時頃に一回郡合二回の除沙を行ふべし普通我地方にては除沙は網を以て行ふが故に除沙後一回給桑して蠶兒桑に取り付きし際蠶兒の居並を見て（蠶の自由に廻轉し得る位の席）別座に移すなり今左に昨年信濃蠶業試驗場にて試驗したる蠶座廣狹試驗中普通なるものゝ經過を揭げんに蠶種は七月二十五日の產卵にして以後室內に平置し天然の氣候に委ね傍ら人工を以て注意したるに八月四日に孵化するに至りたり但し蟻量は一分なり

收蟻飼食	斷飼月日	眠期月日	眠期日數	室內平均溫度	同溫度	給桑量	給桑回數	蠶座數	
八月四日午前九時	後七時	八月八日後三時半	四日ト六時半	七七、八	七〇、一	四三八匁	三九	六坪	一齡
八月十二日後二時	十六日十三時	十二日後三時半	三日ト十時半	七六、〇	六九、八	一〇六九	二七	一二坪	二齡
八月十六日後三時半	前十七時	十六日後三時半	四日ト一時半	七八、六	六八、三	二二一〇	二四	四箔	三齡
八月廿一日後十時	廿七日後六時ト蠶	廿一日後十時	五日ト六時半	七六、四	六八、〇	七五六〇	二七	九箔	四齡
						三二八五九	三六	一七箔半	五齡

又其收繭量は左の如し

上蔟	中蔟	下等蔟	同功蔟	合計
重量	個數	重量	個數	重量	個數	重量	個數
二二〇匁	六七一	三匁、五	五〇	三匁、四	一三	一八匁〇	三〇	二四四匁九	七一九

前表中溫度はオーガスト氏乾濕計を其儘筆記したるものにて改算したるものに非ず幸に諒せよ（完）

●蠶繭を營む狀態に就て

長野縣下伊那郡生田村
大日本蠶絲會員　北村鏡治郎

繭層解舒の難易を研究するに就ては熟蠶の絲を吐き繭を營む狀態を視察し蠶は如何にして絲を吐き彼れが如き美事なる繭を營み終るやを審かにするはあながち無用の事柄にもあらざれば余本年春夏秋蠶共に上簇して薄き繭層を營み蠶の吐絲明瞭なるの時に於て之を觀察せしに從來聞知せし所と大に其趣きを異にするのみならず殆ど相反對せる狀態を以て營繭しつゝあるを發見せり即ち從來世人の稱へ來りたる營繭の狀態は（第一圖）の如く吐絲して以て繭を營むものとせり然るときは營繭蠶は繭中にて退歩しつゝ絲を吐かざるを得ず又實際（第一圖）の如くなれば護謨質を以て直ちに固着し盡く類節とならざるを得ず豈に繭形の如何等に頓着して然して後に類節を生ずるものならんや（幾分か繭形に職由すとするも）然るに余が視察する所によれば（第二圖）の如く絲を吐き蠶は繭中にて追々進歩しつゝ薄皮の場所を求めて漸次之に絲を付着せり故に類節を生ずること割合に少なき所以なり若し氣候乾燥溫暖にして蠶の舉動活潑なるか又は蠶の性質以上の如きものは曲節自然に大にして（第三圖）の如く若し之に反するときは曲節自から細密なる（第四圖）の如くなるを以て絲の密着する所自然に繁く類節多きを致す所以なられんか聊か見る所を記し以て同業諸君の參考に供す

問　答

●微粒子毒の發見に就き質問

靜岡縣加茂郡稲梓村
大日本蠶絲會員　和泉德太郎

我當時の蠶業社會中の大に忌み嫌ふ所の微粒子なるものは嘉永三年始めてペブリーナと稱する一種のバクテリヤの寄生より起ることを發見せりと云ふ然るに其當時發見に際し蠶見に如何なる害毒を與へ如何なる所より其毒あることを發見し又何等のことありて蠶の發育を止め蠶を斃したるや明敎を乞ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　石渡繁胤

パスツール氏蠶病論及パイファー氏の著書に據るに左の如し

千八百四十五年の以前にありては歐洲の養蠶地に於ては微粒子病の爲めに不作を來すことあらざりし千八百五十年前後此病漸く流行し爲めに不作をなすこと少なからず然れども其當時にありては不作の原因は蠶種貯藏の不完全催青の不注意桑葉の良しからざること厚飼をなすこと眠起の際温度の高きこと空氣流通の不可なること等なりとし之れが爲めに蠶見の斃死するものあるによるとせり病徴に至りては勿論今日と異ることあらざるべく發生の際多くの斃蠶を出し其生育したるものも食桑減少し皮膚に黑點を生じ發育に不同を生ず

微粒子は千八百五十六年伊人コルナリア氏始めて蠶躰内に發見せり故にコルナリアの小躰と稱すチーグリー氏は下等植物なりとしノゼマ、ボンビーシスの學名を附せり其後ペルビヤニー氏は所謂微粒子（コルナリヤの小躰）なるものは胞子にして其本躰はアミーバ狀の動物なることを實驗しミクロス、ポリヂユム、ボンビーシスの學名を附したりしが今日にては又グルーギア、ボンビーシスの學名を用ふるものあり

●蛆蛹の件に就き質問

千葉縣香取郡大倉村
大日本蠶絲會員　鎌形寛策

蛆蛹に二化ありや余は八月一日前後に蛆蠅に化したるものを見たり若し二化なしとせば詳細に敎示を乞ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　理學博士　佐々木忠二郎

蛆蛹には二化あることなし八月一日前後に蛆蠅に化したると言はるゝは多分別種の蠅ならん但し蠶蛆の蛹殼を八月に於て開き見る時は既に灰色を帶びたる稚蠅（蛹）の發育するものあり然れども此ものは翌年に至らざれば蛆蠅に化生することなし

●製絲に關する質問

岐阜縣郡上郡鶴當村
大日本蠶絲會員　青木增五郎

（一）殆ど同性質の繭を同法にて殺蛹後同所に於て天然に乾燥せしめ之を甲乙に區分し甲は八月中旬に至り貯藏し、乙は九月上旬に至り貯藏せしに其結果同じからず比較的甲は光澤鮮美、解舒良好なるに反し乙は非常に不良を來せり（甲乙共徵菌等の寄生はなきなり）其は如何なる原因にして且つ乾燥法は如何なる方法を施して可なるや

（二）同種類の繭を繰絲せしめ同時に同方法を以て揚返したる絲にして硬軟の差を來すことあり其原因幷に揚返場の温濕度、手水の使用法の如き如何なる方法を以てせば可なるや

（三）繭の煮方の良否により絲に來すべき利害得失の大なるは既に聞知する所なるが其方法の如何によりては未だ之を知るに由なし元來繭の煮方は時季、種類及肉の厚薄、大小等によりて差あるが如し以上の點に就き如何なる方法を以てせは可なるや且つ其當否により來すべき原因等總て敎授を乞ふ

但機械釜は連竈にして火力は薪なり

(四)製絲に使用すべき水の適否を檢するには如何なる方法を以てなすときは之を知り得べく且つ多少の飲點ありとするものは如何なる方法を施して使用すれば可なるや

(五)我地方の養蠶家は未熟繭にして上簇法の如き不良なるを以て俗に赤繭と稱するもの多く產す赤繭なるものを繰絲せしめんとするときは解舒惡しき爲め非常に手數を要するのみならず從て絲量少なし元來赤繭なるものは如何なる作用によりて生ずるや又之を繰絲するに良法あらば敎授を乞ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　高橋信貞

(一)貯藏法は如何なる器に如何なる手續を施したるものなるや記載なければ之を判し難しといへども甲は貯藏前濕氣に侵されざるに乙は屢〻濕氣の侵すところとなりたることありし結果にはあらざる歟果して然らば縱令貯藏法は同一なるも其結果一樣ならざるや勿論なりとす故に繭を貯藏するには乾燥後務めて濕氣の侵入を防ぐべし

後段の乾燥法は火熱なり蒸汽熱なり其熱度を定めて麵體の水分を除去するにあり而して絲質を傷はざる限りは成るべく其熱度を高めて經費と時間とを浪費せざらむことを要す今玆に乾燥上の熱度を示せば大凡華氏の百七十度より百八十度までを目的とし施行せられなば可なり若し罐詰法を行はむとせば全く無水分たらしむるを要す繭の無水分たるものは大約生繭の量三分の二を減じたるときなり例せば一貫目の生繭は乾燥して三百三十匁となりたるときと知るべし

(二)繰絲若しくは揚返の際水分の散逸に差異ありし歟又は繭の煮方全く齊しからざりし歟或は繰り湯の温度に昂低ありし歟其孰れかに起因せしものなるべし兎に角小鍋大鍋ともに成るべく水分の散逸を速かならしむるに注意せしむるを要す

(三)繭は其層の厚薄其質の堅軟とにより煮湯の温度と時間に差異あるや勿論なり故に繭を煮るには原繭其物の性質に鑑み之が適否を察せざるべからず例せば煮え過ぎたる繭は俗に所謂護護質なるものを消耗し絲力を失ひ解舒を惡ふし類を多からしむ其甚だしきに至りては繭層崩れて純類をも生ぜしむるに至るものなり又煮えの足らざるときは解舒澁難切斷多く絲量を減じ且つ輪類を多からしむるものなり故に繭は其質に鑑み成るべく類々一齊に煮湯の繭層に浸潤し蠶の吐きたる絲繊の固着せるものを支障なく解舒せしむるを目的となすべし小さき鍋に多くの繭を容れ其半面は溶解するも他の半面は溶解せざるが如き煮方をなすの工場甚だ多し戒しむべきことゝす

(四)製絲に供用する水の適否を知らむと欲せば其水を化學者に托して分析せしめ含有するところの物質の有無多寡を檢するに在り而して井水河水に論なく四時或は多少の變更を免れざるを以て四時の檢査をなし置かれなば安全なりとす併し實地に生絲を繰製し其絲の色澤硬軟又は絲繊抱合の如何等を試驗せば適否自ら判然すべし例せば石灰若土の如き物質を多量に含みたる水を用ひたるときは手觸硬粗且つ色澤に幾分の赤味を帶ぶ鐵氣を含みたるときは黑味を呈し有機物を含みたるときは底黑くして暗光を放つが如きは是其實證なり

(五)赤繭とは烏爛蠶(タレコ)の作したるものなるや將た蠶尿の爲に繭層を汚穢せしものなるや又は上簇室濕氣多く空氣の疏通あしかりし爲め色澤を變じたるものなるや判然せず烏爛蠶なりとせば蛆害を免かるゝことに注意し飼育を完全ならしむべし蠶尿の爲めなりとせば簇の構造及び上簇に際し蠶の頭數を餘り多からしめざるやう注意するを要す若し雨天にして濕氣の多きを認めなば火力を藉りて之を驅逐し温濕其宜きを得せしめ空氣の疏通に注意を加へなば變色繭を生ずることなかるべし又是等の變色繭を繰絲するには煮湯、求緒湯、繰湯ともに其温度を高めて之を行ふべし爾かするも尙ほ解舒あしかりせば繭を煮るに方り少許のマルセール石鹼若しくは硅酸少量を加へなば解舒可なるに至るべし

●養蠶室構造法に就き質問

新潟縣西蒲原郡打越村
大日本蠶絲會員　澤　嘉一郎

蟻量五十匁を播立て蠶種(假に二十八蛾附の框製三千枚)を製造するに適當完備せる(第一)建物の構造法即ち養蠶室、催青室、上簇室、桑室、飼育人休息室、殺蛹室、貯繭室、貯種室、事務室、廊下、雨便所、貯桑室、器具室、雜具室(粉糠或は薪炭の入所)等の間取、廣狹(第二)器具即ち第一の各室に備ふる諸器具、物品の名稱、數、大小(第三)製種に必要なる諸器具、物品の名稱、數、大小及其他に必要なる機械あらば其名稱、數、大小等に就き詳細なる明敎を乞ふ

但我北越地方は濕度高し故に養蠶室は二階造の方宜しきやに信ぜらるれば請ふ其意にて解答を與へられんことを

大日本蠶絲會技藝委員　木村九藏

答

養蠶室其他附屬室構造法及器具名稱等質問の件左に其概要を擧げ以て參考に供す

第一　養蠶室は普通居屋と其趣を異にし專ら光線の透射空氣の流通及濕氣の防壓等に注意するを要す殊に北越地方の濕度高きに於ては可成二階構造とし該階上を以て育場に充つるは最も安全の法と考ふ其法間口十三間三分三厘(間取は何れも本間として柱等を除き計算せしものなり)奥行二間半とし之を五室に區劃し其境は障子幷に欄間を箝め即ち一室に付間口一丈六尺宛とす之に尙ほ東西三尺南北三尺五寸宛の廊下を廻し各室共南北中央八尺は障子を箝め其左右各四尺及東西廊下との境は板壁と爲すを以て最宜しとす然れども之を略し土壁と爲す場合は中塗のまゝに止め其内側は生紙二重貼りとせば敢て妨げなきものとす該壁上及中障子上亦欄間を備ふ二階に於ける總て同じとす又建前は地幅下端より床板上端まで二尺夫より二階下端まで八尺尙ほ夫より大桁下端まで八尺とし排氣窓は各室中央屋上に五ヶ所を設く其寸法内法にて間口四尺奥行三尺とし南北兩面は蹴込板八寸其上部開閉戸一尺三寸五分宛と爲す尤も是は瓦葺と見做したるものにて若し板葺とせば蹴込六寸開閉戸一尺二寸とせらるべし又下は各室其入口敷居中心より一尺を隔て幅三尺長四尺五寸にして内中央に近き三尺四方を火爐とし上に厚板の蓋を爲し餘の一尺五寸は空所とし上に格子蓋を箝め以て濕氣を發散せしむ尙ほ各室中央へは三尺四方の口を明け板蓋を爲し床下撫除の便に供す二階育場は各室東西對面に蠶架を建て横三尺二寸五分縱四尺の蠶簿四枚宛を並列し十一段と爲し併せて八十八枚を置くことを得其蠶架下に當る所中央二尺通りの板張りは三眠期より小間返しに替ふべし是は厚八分幅二寸の貫子にて一本置きに張り共に取外し得る樣作りしものなり二階天井も亦總て小間返とし其上は莚を敷き寒暖に應じ之を重剝し排氣窓の開閉及火力の利用其他と相俟て完全に室内氣候の作爲に供するものとす蟻量は一室十匁宛とし五室に對し恰も五十匁を播立つことを得べし尙ほ詳細の點は客年九月本會報第五拾壹號問答欄内に於ける蠶室構造法に就き更に參照斟酌せらるべし

催青室、上簇室、桑室、貯繭室及貯種室の如きは右蠶室上下の内便宜兼用し得らるべく飼育人休息室、事務室及兩便所の如きは蠶室の西或は東にして南北に突出せざる樣設くるも妨げなし然れども蠶室との境は全く別室の如くに注意するを要す器具室或は雜具室は蠶室より六間を隔て南方或は西方に適宜の格好を以て設くべし只北方は可成開豁にして障害物なきを要す

貯桑室は間口五間奥行三間にして南北各二ヶ所の戸口を設く即ち東西の兩隅より各一間は壁地にして次の一間は戸口とし中央一間も亦壁地とするが如し柱丈は一丈三尺五寸にして内床下二尺床上八尺天井より桁上まで三尺五寸と定め天井は蠶室に準じ總て小間返しとし爲すべし又霧庇は高一丈の上に附し排氣窓は二ヶ所とし葺方に應じ何れも適宜設くるを要す

殺蛹室は種々にして一定し難し如聞三重縣室山製絲所は最も完全なる室を構ふと宜く同所に就き照會せられんことを望む

第二　養蠶室に要する器具にして其一室に對する分を示せば大略左の如し但二人を一組とし二組を以て一室に充て計算せしものなり

一蠶架（竹四十四本　麻縄二十房）　棚枠　十個（此階段の割合は下な五寸とし次は六寸夫れよりは次一分宛を增加し最上部は七寸にて止む）
一蠶籠　百三十二枚　内（實要能八十八枚　上簇堅能四十四枚）　百七十六枚（數替への爲め二通りを備ふ）
一上簇用藁　百三十二枚　百七十六枚（二通りを備ふ）
一五齡用茅網　四個
一木鉢臺　四個
一木鉢　一組
一籃臺　四個
一木鉢　一枚
一瓦丁　二個
一塞暖計　二個
一羽帚（上等掃立用二本　中等掃付用二本）　四本
一ミゴ箒　四本
一竹箸　四膳
一權量　一個
一桑笊　四個
一大笊　二個
一桑篩（一分五厘より八ッ組）　二組
一粉篩　二個
一粟糠篩　一個
一骨篩　大小　一組
一箕　一個
一長燭臺　二本
一中燭臺　一本
一手燭　二本
一踏臺　二個

第三　製種に必要なる器具は發蛾の多少に依り其數一定し難きを以て唯其名稱のみを示さんとす

一框製用舟（是は薄厚紙二枚を接付け得る樣に作りしものなり）
一同上棚　舟を載するに用ゆ
一圓扇
一溺紙（可成厚き紙にて突尾線を載せ雌雄別の上は之に放溺せしむ）
一框（是は雌雄一寸六分の鉤形にて內部は淡紙を貼付し又外部は鉤を用ふるも可なり）
一穴紙（一の遣ひ上がるに用ゆ）

茲に蟻量五十匁に對し低度を標準とし其概算を示さんに勿論種類に依り繭に大中小あり一定しがたしと雖も今假に小石丸、又昔或は白玉等の中集に付木桝一升半粒乘り三百粒と見做し其結果豫定より千七百枚餘の增加を見るを得べし聊か附記して以て參考に供するのみ

一搨立蟻量　五十匁
一四齡頭數　四十四萬頭　但一箇千頭一室八萬八千頭即蟻量十匁分の割
一成繭石數　十四石六斗六升　但一升半粒乘り三百粒の割

内
一石四斗六升六合　同功繭一割
二石九斗三升二合　撰出繭薄皮及片肉繭等二割
一石四斗六升六合　蛆害一割
小計五石八斗六升四合
差引八石七斗九升六合　上繭
一繭類數　二十六萬三千八百八十顆
一發蛾數　十三萬千九百四十蛾　但雌蛾見積り
一製種額　四千七百十二枚　但一枚二十八蛾附框製
豫定數に超過すること
千七百十二枚

編者曰く蠶室構造法は蠶業に從事するものゝ最も留意する所なれば廣く其材料を徵して參考に資せむと欲し學識經驗に富まるゝ數多の技藝家員に向つて本問に對する答案を求めたれば逐次之を登載して閲讀に供すべし敢て望む會員諸君も亦高說を寄せらるゝに吝かならざらむことを

●粗造なる蠶室の件に就き質問

島根郡郡賀郡淺利村　大日本蠶絲會員　島田慎二郎

蠶種製造者は可成完全の蠶室を設け蠶兒の生理に適するの飼育をなし蠶種の良好を期するは一般の通慣なり然るに我蠶業界の根本たる農商務省蠶業講習所は最も簡易にして最も粗造なる藁屋の蠶室を以て原種及配付蠶種を製造するの蠶を飼育せらる大政府の管轄に屬し內外の參考に供するの講習所なれば經濟の爲に假用せられざるは勿論なり又簡易養蠶室の模範養蠶にもあらずして最貴最重なる原種の飼育室に充てらるゝは同室飼育の蠶繭を以て製造したる蠶種が完全なる蠶室にて飼育したる蠶種に勝るの經驗上より實踐せらるゝものなるべし果して然らば蠶種製造上に對し面目を一新するものなれば其理由說示あらんことを乞ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　本多岩次郎

蠶業講習所の藁屋蠶室は固より全く完備したるものと云ふ能はざるも亦不完全なるものにあらず然れども該蠶室に於ても飼育法其宜しきを得ば蠶種を製造して決して不可なきなり

●新製殺蛹器の件に就き質問

鳥取縣東伯郡倉吉町　大日本蠶絲會員　遠藤竹藏

西ヶ原蠶業講習所に於て今回新たに殺蛹器を發明せられたりと聞くその詳細を問ふ

尙ほ地方にても模倣の出來得るものなれば其の圖面及使用法等詳細明示を仰ぐ

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　本多岩次郎

本年西ヶ原蠶業試驗場に於て新造せし殺蛹器は試驗の爲め製造せしものにして少しく改良せし點あるも未だ完全なるものにあらず爾來其缺點を改めて更に製造する筈なりと聞く

編者曰く本會報第五十壹號問答欄內清水幸氏の質問蠶室構造法の件に對して技藝委員木村九藏氏の調査を求め其答案のみを揭げて蠶室圖は之を省きたるに各地方の會員諸氏より頻々該圖の閲覽を希望せらるゝに由り更に之を本號に揭載することゝなせり彼此對照參看せらるべし

第一號　瓦葺二階作蠶室曲尺計

備考

廊下内柱中央点線ニ即チ内室入口ノ左右ヲ示シタルナリ
棟柱中大桁下間ニ三階煙柱ノ間ニ附設スベキチムニヲ便宜
此ニ示ス由以下數種ニ參照考セラルベシ

第二號
瓦葺二階作蠶室床下壁地美氣管ノ圖

第三號
瓦葺二階作蠶室床上ノ圖

備考

第四號
瓦葺二階作蠶室二階面ノ圖

第五號
瓦葺二階作蠶室三階面ノ圖

第六號
瓦葺二階作蠶室排氣窓ノ圖

備考

備考一

備考二

●統計

●三十年八月中生絲屑物類輸出數量元價收稅統計

（大日本外國貿易月表に據る）

種目	數量	元價	收稅
生絲	八〇六、九二〇斤	六、六九四、八七七・八円	一九〇、六三四・八円
屑絲	一一、二六九斤	五七、七〇一・四八〇	二六、二四一・九五
繭絲	七〇、七二一斤	五四、九七六・八〇〇	五〇一・二二・〇
計	八二三斤	一四一・七九〇	三・一一・九
綿	八八八、九九五斤	六、七五七、七〇五・九二〇	一九一、四〇五・六九五

●三十年八月中絹物類輸出數量元價統計

（同上）

種目	數量	元價
縮緬	四〇、九九八反	三九・二〇〇
羽重	三、九五九反	一三・九六〇
他の諸絹布類	一、六七反	五・二九〇
絹織物	一〇三、二六七打	三〇三、三七六・八〇〇
絹製手巾類	四五、一六三反	三七、七一五・六〇〇
計	一〇三、二六七打	九三九、〇八九・〇二〇

（備考）本年八月中の外國貿易全計は輸出千四百六十萬六千九百三十一圓七十五錢、輸入二千二百五十萬八千二百七十九圓七十七錢にして輸入超過七百九十萬一千三百四十八圓〇二錢なり

（參照）自本年一月至八月數量元價累計

種目	數量	元價
生糸	三、六五四、八四〇斤	二七、八五六、二一六圓・六六〇
熟糸	七三二、八六三斤	五八六、〇〇〇・八六〇
屑糸	一、七二一、一七四斤	一、〇四七、九七九・〇二〇
繭	八三五斤	一、四九七・一九〇
空	六、九〇七斤	五、一〇〇・〇〇〇
眞綿	二四斤	六八・〇〇〇
屑綿	六二、七〇一斤	一四、六七二・〇〇〇
二	六、一七九、三四四斤	二九、五一一、五三三・七三〇
縮緬	三七七、〇三三反	七、六九六・一〇〇
羽重	六三二反	五、八二九、八四七・二九〇
他の諸絹布類	二三、七五八反	一二一、六五四・一三〇
絹綿布類	四、七三七反	六、九九四・八九〇
絹布巾	八四〇、八五九打	二、四三四、八七四・九四〇
絹製品類	四〇六、一六〇反 八四〇、八五九打	三二六、三六五・五三〇 八、七二七、四三二・八八〇
計		

●全世界生繭及生絲産出額

（里昂生絲商組合調査）今西直次郎氏譯述

編者曰く本表は本會報第六拾貳號本欄内に掲載せしに植字に誤謬甚だ多く隨て之を訂正するも反て繁冗に渉るを以て少しく其表式を改め更に之を掲載せり讀者諸君夫れ之を惜せよ

	産地	千八百九十五年 生繭	千八百九十五年 生絲	千八百九十六年 生繭	千八百九十六年 生絲
四	佛蘭西	九、三〇〇、七二七瓩	七八〇、〇〇〇瓩	九、三一八、七六五瓩	七八二、〇〇〇瓩
四	伊太利	四、一五二、〇一三	三、一三二、〇〇〇	四、一、八二、〇〇〇	三、〇八三、〇〇〇
四	瑞西	一、二〇七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、二三一、〇〇〇	一〇三、〇〇〇
澳國	匈牙利南チロール	一、二二五、〇〇〇		一、三二五、〇〇〇	
全	フリウール	五二九、〇〇〇			
全	イストリア及ダルマシ	九〇、〇〇〇	二七五、〇〇〇	五五八、三〇〇	二九五、〇〇〇
全	ホンクリロアチ	一、四九九、八四五		七九、〇〇〇	
合計		五五、〇〇四、一八五瓩	四、二八七、〇〇〇瓩	一、六二七、七三一 五五、三二一、七九六瓩	四、二六三、〇〇〇瓩
亞細亞土耳其	ブルース及アナトリ	三、四三九、九八四	三〇〇、〇〇〇	五、三八六、〇〇〇	四七〇、〇〇〇
全	シリー	四、三一一、〇〇〇	三七五、〇〇〇	四、八六〇、〇〇〇	四二〇、〇〇〇
全	サロニク、アンドリノープル	二、一七二、七六四	一五五、〇〇〇	二、二八六、〇〇〇	一六五、〇〇〇
全	ビツルガリ及東ルーメリ	四〇〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
希臘	加羅索	八〇〇、〇〇〇	四二、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
高麗		四、一〇〇、〇〇〇	一八五、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
歐波	斯（輸出）	一五、二二三、七四八	一、二二三、〇〇〇	一八、九三二、〇〇〇	一四三、〇〇〇
合計					
東洋	支那（上海輸出）	七九、三九七瓩	四、二四六、〇〇〇瓩	六九、〇〇〇瓩	三、六九〇、〇〇〇瓩
全	（廣東輸出）	三二、八八五	一、五五〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、五五四、〇〇〇
日	本（橫濱輸出）	五四、七七四	三、四一〇、〇〇〇	四八、〇〇〇	二、九三〇、〇〇〇
印度（カルカタ輸出）		三、九〇七	三四〇、〇〇〇	三四、七八	二七〇、〇〇〇
合計		七、〇二七、九六三瓩	九、五四六、〇〇〇	八、四四四、〇〇〇	八、四四四、〇〇〇
總計		七〇、九六三瓩	一四、九五六、〇〇〇	一四、二五三、七九六瓩	一四、一三七、〇〇〇
以上千八百九十六年の産出額は概算に過ぎず追て精算の上報告すべし				一五三、四七八瓩	

●外報

●佛國繭及蠶絲景況

佛國に於ける繭及蠶絲景況に附き里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より六月二十一日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

佛、伊兩國に於ける本年の養蠶成績は孵化蠶卵高の減少に加ふるに上簇期に接し多少腐敗病の害に遭遇したる結果として前年より劣作なることは今日爭ふべからざるの事實なりとす而して前年に對する劣作の割合佛國に在りては凡そ二割なるべしとの說あれども其當否は他日の精査を得るにあらざれは確認し能はざる所なり劣作なる代に新繭の品質は良好にして絲量に富めるとの品評なり佛、伊兩國各養蠶地方に於ける新繭取引最近の相場は地方に依り多少の差ありと雖も佛國に在りては最高三法、最低二法二十五仙なり伊國に在りては最高（黃種上等）三「リラ」一〇、最低同二「リラ」にして佛國に於けるより低廉を示せり依て伊國製絲業者が佛國同業者より廉價を以て新絲を供給し得べき斯業經濟上の利得を有するが如きは我製絲業者と雖も宜しく注意し計る所なかるべからず當市場に傳ふる所に據れば本年支那の收獲は中作にして新絲の輸出高黃及色種總計六萬梱を超過せざるべしと云ふ本邦に於ける本年の養蠶成績は當地當業者の頗る注目する所なれども我收獲の豐凶に關しては未だ確報に接せざるもゝの如し試に本月十七日横濱發の電報當地刊行蠶業雜誌に轉載せるを見るに曰く日本人は能ふべくんば收獲の成績を隱蔽せんと欲するもゝ如し收獲に關しては何等の確說を得ざるに因り餘分の概算を下さんに來絹業季に於ける生絲輸出高は五萬五千乃至六萬梱を超過することなかるべし云々とあり記して讀者の參考に資す

當地蠶絲商況は過日電報せし以來今日尙ほ寂然として振はず從て玆に特記すべき事實なし

本月十四日より同十八日に至る一週間に於ける本邦生絲の相場左の如し

機械製絲	一/二番	三八法—三九法	同	一/二同	三六法—三七法	同	一/二同
同	一/一番半	三七半—三八	同	一/二番	三六	同	一/一番半

三五半法—三六法

三五—三五半

本月十六日當地蠶絲共同倉庫に於ける諸國蠶絲在荷高は六千二百七十六梱なり

●佛國收繭景況

佛國に於ける收繭景況に附き里昂駐在帝國二等領事山田忠澄氏より八月十四日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

里昂蠶絲商組合は毎年の例に據り各養蠶村區に照會し本年收繭高の調査を爲したるが本日に至るまで其回答に接したる養蠶村區の數七百三十三、其收繭高四百八十六萬千百二十四基之を昨年の同數村區に於ける收繭高五百七十九萬八千四百十二基に比すれば其減少の割合一割六分餘に當るを見る之を縣別すれば左の如し

縣名	養蠶村區の數	二十九年收繭高	三十年收繭高
ガール	一八二	一、七三六、八六一基	一、四七二、〇六六基
アルデーシュ	一二〇	一、四一〇、三五一	一、二四六、五八五
ドローム	一三七	九三二、九八五	七二三、二五三
ヴォクリューズ	八八	九一九、〇八八	七五四、〇八三
ブーシュ、デュ、ローンヌ	三八	一七八、七一九	一五七、八四一
ロール	五一	二六七、一三六基	二四三、〇九八基
イゼール	八一	二四八、七八八	一七七、九四〇
エロール	三六	一〇四、四八四	八六、二五八
合計	七三三	五、七九八、四一二	四、八六一、二二四

佛全國の收繭高は毎年九百萬基を昇降するの例なるを以て右の統計は未だ其全豹を得たるものにあらずと雖も右同數の村區に對する前年との比較減少の割合は曩に當館より報告せし本年收繭高減少の割合即ち一割五分乃至二割なるべしとの豫測と大差なきを見るに足るべし

●里昂生絲市況

里昂生絲市況に關し同地駐在帝國二等領事山田忠澄氏より九月二十五日發左記電報外務省へ到達せり

生絲市場可なりの活氣を呈し相場再び騰貴せり日本器械絲第一番は目下四十二法二分一乃至四十三

法の立直にして尚ほ上向の景氣なり

●湖北地方養蠶事業興辦上奏

清國湖廣總督張之洞等の湖北地方養蠶事業興辦に關する上奏文に附き上海駐在帝國總領事代理二等領事小田切萬壽之助氏より八月二十一日附を以て左の如く外務省へ譯報ありたり

湖廣總督張之洞等は曾て湖北地方に於て蠶桑の利を興す目的を以て左の如く上奏せり

光緒十九年（即ち我明治二十五年）

頭品頂戴湖廣總督臣張之洞頭品頂戴湖北巡撫譚繼洵跪きて奏す湖北蠶桑興辦事宜に關し恭しく具陳し仰て聖鑒を祈る竊に惟ふに皇民の政は農桑並び重し湖北は曩に澤國と稱し農民終歲勤動し田疇の收入、利たる甚だ微にして一たび偏災に遇はゝ立ろに匱乏を形す代りて生業を謀り廣く利源を闢き地土の宜しきを酌み經久の策を籌らんと欲せば惟だ蠶桑を興辦するに在り庶くは物を阜にし財を豐にし以て農功の遂はさる所を補ふを得ん況や中國より輸出する商貨は絲茶を以て大宗と爲すに於ておや彼の西人を見るに常に心を蠶事に究め未だ嘗て漸を逐ひ擴充し自ら其利を收むるを欲せずんばあらず今の計を爲すに各省に蠶桑を興辦出絲を多くして運銷を廣くせしめば我利權を奪ふ能はざらん之を禹貢に考ふるに荆州厥篚纁組とあり近時江陵、天門、穀城地方は緞絹を產し黃州、沔陽、常陽、南漳等は絲を產するも樹藝飼養の法浙江に遠はざるを以て絲劣り利薄しと湊するあり臣等情形を體察するに力を極めて振興するにあらずんば以て風氣を廣くし利源を溶ふする能はざらん始十六年を以て司道に會撤し款を籌し局を設けて辦理し又屢ゝ員を派し浙江に赴き桑苗を購運し各州縣に分發して栽植せしめ並に桑子を購ひ江夏、漢陽二縣に交付し地を闢き種を播き苗を作り各州縣に飭令して省に來り之を領せしむ臣等又蠶桑館編を輯刊し詳に栽桑養蠶摘繭繰絲の諸成法を列し一併散給して士民に轉發し法の如く領植せしめ民より一錢を取ると許さず與

情甚だ樂みて之に趨く十六年より起り其交付せし各種の桑に苗已は一千萬株に及ぶ報ずる所に據れば成活の數は十の七八なるものあり十の八九なるものあり又全數成活せしものあり初發以來の桑苗已に三年を閱す應に各州縣に飭し時に及びて民に蠶繭を教へしむべし茲に司道の會同議覈に據れば復た委員を浙江に派し接木桑株暨び應に用ふる所の器具を採買し並に匠師を湖南に招募し浙江の方法を以て本省の子弟に訓授して各屬の倡導を爲し其甫て創辦する偏僻の地方にして如し絲繭遠に銷售し難きときは暫く州縣に令し價錢を補給して收買し省城に運り綢を織り蠶戶をして利を見て勇爲せしめ其補給する所の價値は仍ほ省局より撥還せしむ絲繭の暢消し得る所に至りては州縣より買收するの要なし此の如く勢に因りて利を導き觀望遲疑を致すを免れ以て推行益ゝ廣からしむべしと臣洵曩に員に隴右に備り數ゝ幽岐の間を往還す竊に怪む國風詠ずる所の物產中獨り桑實猶ほ著くして蠶桑の利は聞く所なし豈に果して古今宜を異にするか抑ゝ亦因循塵廢するのみ因て甘肅司道の任内に於て民を督して罌粟を麥り桑を樹ゑしむ現在泰州各地は桑株林を成すに至る彼の寒瘠地方と雖も薄效なからず湖北は本と沃腴桑柘宜しきの地若し州縣官吏堂心寔力時に隨ひて倡導し興磨常なきの弊なからしめば未だ其事を爲して其功なきものあらざるなり因て司道に飭して勸課、勸惰、獎罰章程を會議しめ務て持久の法を求め以て仰て朝廷利用厚生の至意に副はしめんとす湖北蠶桑興辦事宜の情形を具陳し恭しく鈞裁を仰き伏して皇上の聖鑒訓示を乞ふ謹て奏す

右奏摺に關し光緒十九年五月三日硃批を奉ず戶部に知道せしは此を欽せよとの諭旨あり既にして光緒二十一年末頃湖北の巡撫譚洵は更に左の如く上奏せり

頭品頂戴兼護湖廣總督湖北巡撫臣譚繼洵跪きて奏す湖北蠶桑事宜業に成效を著せしを以て恭しく具陳し仰て聖鑒を祈る竊に惟ふに政を爲すは首として民を養ふにあり農桑は古より並び重し湖北

は本と桑に宜しくして蠶織未だ盛に行れざるは民力の逮ばざるに關するにあらずして寔に風氣の未だ開けざるに緣る臣光緒十六年に於て任に到り時勢の艱難閲閱の生計日に蹙まるを念ひ廣く利源を闢かんと欲せば惟だ蠶桑を興辦するに在りと信じ當時本任督臣張之洞に會同し司道に諭飭して款を籌り局を設けて辦理し先づ員を派して浙江に赴かしめ桑株を採購し各屬に分發して栽植せしめ繼で復た蘇浙の工匠を招募し應用器具を製備し湖北に來り本省學徒に桑枝の剪接、飼養、摘繭、繰絲、織綢の諸法を訓授せしめ風氣を開かんとせしことは曾て十九年三月に於て具奏して案に在り計ふれば十九年より起り又已に時三年を閲す臣督臣と司道局員を督し寔心經理し冬令に至る毎に委員を派して浙桑を採運し各屬に分發し廣く樹藝を爲さしめ竝に州縣の勸課勤惰を考察し隨時分別奬罰し続て計るに已發の桑前後共に一千數萬株、初栽植せし分は業に林を成し後に植ゑしものは亦皆な灌漑剪接共に法を得て滋生暢茂し小民利を見て樂趨す惟だ絲繭の產區推行益々廣きのみならず即ち蠶桑なき所も風氣亦已に漸く開く漢口は湖北の巨鎭たり商賈雲集す現在此地に在り收買するもの毎年絲價百餘萬金に下らず寔に已に利源大に開け成效共に覩るべきものあり臣復た局に飭して房屋を增修し廣く織機課程を酌定し督責を嚴にす現に機五十張を開き凡そ蘇、浙所產の綢料は曾能く紡織し得之を隨時銷售せは經費の周轉を期し得べし從學の徒は計るに八十餘人あり其中技藝已に成る者亦復た少なからず臣仍ほ時に隨て學徒を添招し其成就の較々多く練習に熟するを俟ち蘇、浙の工匠は旅費を給して回籍せしめ專ら學徒を用ふるに至るときは更に其費を省くを得べし又學徒中の精達者を擇び各屬に派赴し轉じて相授受せしめ總て愈々推して愈々廣く懈らず渝らざるを期せば冀くは蠶事偏く興り農功の逮ばざる所を補ひ仰て朝廷教養兼施の至意に副ふを得ん湖北蠶桑事業已に成效を著せし情形を恭しく具奏し伏して皇上の聖鑒訓示を祈る再するに湖廣總督は臣の兼護に係るを以て列銜を庸ふるなし謹て奏す

右奏文に對し光緒二十二年二月八日硃批を奉じ知道す此を欽せよとの諭旨あり

右二上奏文中に記載しある事務は湖北蠶桑局に於て之を取扱ふ其章程左の如し

湖北蠶桑局章程

設局の地段支用の銀款

按ずるに光緒十九年款を籌り局を設け江、浙より織匠を招雇し機具を購買し綢緞を創辦し竝に學徒を招きて養蠶、繰絲、桑株、栽接の各法を教導せしめ以て風氣を開き利源を廣くすることを奏上せられたり桑苗桑種を採辨する所の費用曾び局中支用する一切の雜費は悉く雜款項内より撥用し二十一年四月始て皇殿の西邊なる舊官有地一段を勘定し吉を擇びて興修し匠徒、機房、住屋、及委員、司事、雜役人等の上下堂房屋宇共に八十餘間に銀三千八百五十餘兩を支出せり

章程二十六條

一桑株は光緒十六年冬より員を派して浙江に赴き採辨して湖北に回り局を設けて分給す各州縣にては之を具領し民間に轉給す次年夏復た桑子を購ひ民に給して自ら種ゑしめ竝に江、夏の兩縣に於ては隙地を租買し廣く桑株を栽ゑ桑子を播種し鄉民に發給し又局中養蠶の用に供す嗣後は毎年採買一回循りて以て常と爲す

一桑株は州縣に下付する外各鄉民隨時局に赴き名を報じて具領するを准じ數を按じて登記す統て正月中旬前後を限り局に赴き具領す惟だ具領の桑樹を輕藥するを准さず

一局中種桑の地段は毎年初春に至らば匠師を派し學徒を引き桑株の未だ接せざるものを均しく行接す冬の初には復た匠を派して各處に至り桑條を修剪せしめ竝に鄉民に剪接の法を教導せしむ

一各州縣中へ發給せし桑株にして剪接を要するものあるときは文を具し申請するを准す然るときは前往して剪接し竝に其法を以て鄉民に教導し共に周知せしめ以て推廣を期す

一毎年浙桑を採摘するときは兼て蠶種を購ふ局中に留養して餘あるときは悉く鄉民に分給し法の如く飼養せしむ

一局中に於ては蠶を養ひ絲を取り又廣く民絲を收む凡そ絲を持して局に趣き售を求むる者は必ず收買し推拒するを得ず庶くは鄉民養蠶の利あることを知り入樂て爭ひ趨かん

一各州縣中若し偏僻の地方に在りて蠶を養ひ絲を得るも售賣する所なきものは該管州縣に於て一時之を收買し省局に解繰するを准し局より墊買の數を査照して州縣に補還す

一收むる所の各絲は本地に於て絡匠を招雇し局より伙食を給し絡成組絲は一兩（一兩は我十匁以下之に倣ふ）毎に工錢二十文、細絲一兩毎に工錢四十文を支給す毎日の絡量に至りては組絲は四兩以上、細絲は二兩以上を以て限とし此より短少なるを得ず

一絡絲は男工を除くの外別に民女を招き局中の蘇婦より絡法を敎ふ其飯に熟せし者は絲を給し家に持歸り自ら絡らしむ工錢は男工と同しく目方を按じて發給し生計を廣くせしむ

一生、熟各機（機に生機、熟機の二種あり生機は生貨即ち官紗、奥紗、皓紗、紡紬、杭羅、線春等の類を織る機にして熟機は即ち素緞、庫緞、摹本寧綢、平花寧綢、實地紗、亮地紗、芝地紗、線縐等の類を織る機を云ふ）は定むるに功課を以てし熟機一乘は牽經接頭（牽經とは經絲を延ぶるを云ひ接頭とは織出に絲口を結附くるを云ふ）の手間を除き毎日三尺以上、生機は牽經接頭を除き毎日四尺以上を織るものとす學徒は熟機毎日二尺以上、生機毎月三匹以上を織るものとす毎月工價を發給するとき通じて考較を行ひ若し以上の數に及ばざるものあるときは虧短の數目を査照し工錢を罰減す若し以上の數より多きときは則ち罰減款項内より提賞す

一織成の調は司事の責任として隨時號を編み登簿して遺漏あることなからしむ又毎月收むる所の數量は報告を造り必ず其綢の賣去を俟ちて原號を開除す

一調匹は浙江、紹興より染匠を招雇し蘇州の說を採買し蘇州、杭州の練染成法に倣照して顏色か鮮明にし店を設けて銷售し並に名目を開列して價銀を酌定し各市鎭に出示し商賈居民等をして隨時局に赴き揀買し價に照して附銀せしめ以て公允を昭にす

一綢匹賣代銀兩は隨時錢店に交存し專ら買絲の支用に備へ何項を論ぜず開支するを得ず以て周轉に便にす

一局中は毎日五時に梆を鳴らす一次匠徒は齊しく赴き六時に工事に著手し十時に早飯を吃ふ十一時に再び上工し五時に工を收め晚飯を吃ふ上工、下工及食事のときは均しく梆を以て度と爲す如し梆響を聽かずして輙ち下工する者は監工人に於て斥責す

一局中匠徒は上工後擅に機房を出づるを准さず如し事故あり請暇を需むる者は必ず經管司事に向ひて言明し方に給假を准すべし

一局中絲綢の出入及綢匹の發賣は均しく司事の經理すべき責任にして隨時登簿し毎月其各項の數目並に同局用の收支は項を逐ひて開報すること一次以て審査に便にす

一局中督辦として候補道一員を置き毎月の薪水料は銀五十兩、局に駐する總辦一員毎月の薪水銀は四十兩、幫辦一員毎月薪水錢十六串文、司事、經管、報銷、文案各々一人毎月の辛工は洋銀十二元又は錢十二串乃至八串、六串にして伙食は均しく局より別に備ふ

一生熟の各機開織の數を五十とし内寧匠二人は專ら鞭匹を織り蘇匠四人は專ら荆錦、寧綢を織り蘇婦一人は專ら民女に養蠶、絡絲を敎導し杭匠二人は專ら花衣を織り湖匠四人は專ら湖縐を織り浙匠四人は花羅、線春、官紗、紡綢等の項を分織せしめ局より伙食を給與する外一名毎月各々工費として洋十元を給す

一拉花を織るを學ぶ（拉花とは模樣を織出すとき織手の外に色絲を挿入する工人を要す即ち其絲を

挿入することを拉花と稱す）各徒は合計八十餘人にして各匠に分派して學習せしむ伙食は即ち一名に附き毎日錢五十文と定め局に於て備辨す其粗〻綢織に曉通せし者は月に零用（即ち小遣）四百文を給し手藝精熟に至らば專ら一機を織らしめ漸を逐ひて工賃を加ふ

一學徒は隨時收錄を准す其手藝既に成る者出でゝ自ら開機を行ふことを情願するときは之を留置くを得ず並に其織成の綢を局に送るときは代りて練染を爲し仍ほ該徒に交付し自ら售るを准すべし

一局中每月の支額は委員、司事の薪水伙食並に織匠、學徒、染匠、紡匠、打線、絡絲及雜役人等工錢食料共に約錢六百數十串文之に燈油、紙張等の雜費を加ふれば每月の支額錢七百餘串文なり

一局中の各織匠は本と蘇、浙等より招雇し來りしものにして本省子弟を教導するに因り工賃を重給するを惜まざるものなり他日各學徒手藝の精熟するを俟ち轉じて相傳授するを得る場合に至るときは織匠に旅資を給して回籍せしめ以て局費を省く

一屢來の織匠は學徒に對し心を悉し教導し務て該徒をして手藝の成功を期すべし將來回籍の際更に必ず其奬賞を優にし以て勤勞に酬ふべし

一局中內外一切の事務は悉く駐局の總辦委員に於て經理督率し以て事權を一にすべし

一局中は清晨に啓門し二更に鎖門す凡そ閒雜人等の往來出入する者あるときは門衛をして嚴に查禁せしめ以て局規を肅にす

一本局は本と民の風氣を開かんがために設けたるものにして自ら應に推廣して利益を徵すべし凡て桑を節したる各縣にして如し分局を設立せんことを稟請する者あるときは直に手藝精熟なる學徒を派遣し教導せしめ徒に授くれば其勢甚だ便なり而して蘇、浙の良法も亦推して彌〻廣からしむべし是れ厚く望む所なり

既にして湖南に於ても紳士王先謙等種桑公社を立て省城三營馬廠の餘地を租せんことを湖南の巡撫陳に上申ひり而して陳は左の如き指令を與へて之を許可せり

湖南は土沃にして水清し蠶桑に最も宜しと爲す本部院曾て人を派して新法を學習せしめ並に既に沈江、章尾、洲渚の各地に飭して二萬畝を提出せしめ浙桑を創種し以て利源を開かんとすと雖も尙ほ未だ緒に就かず玆に諸紳士集資して立社を公議し省城北門外駱駝嘴東岸なる三營馬廠の餘地を割半して種桑し仍ほ當歲の出租に照し永遠公社の承佃に歸せんことを請ふ旨稟請せり誠に地方のため利源を培し風氣を開くの起見に係る苦衷公誼佩感良に深し所請の租佃は三營馬廠の餘地にして該營の歲入租款に於て損する所なし而して他日蠶桑盛に行るれば利甚だ溥しと爲す即ち各該營兵丁の家室婦子も機杼の利に同沾して極なかるべし丞に請ふ所の如く其立案を准し永遠該公社の承佃に歸すべし長沙協撫標左右等の營一體に檄行查照せしめ經理馬廠、餘地辨目に轉飭し遵照辨理して違ふことなからしむ

左に過去十年間漢口より輸出蠶絲類額を揭げて參考に供す地方官吏の奬勵宜しきを得種桑養蠶の方法完全なるときは湖北、湖南の浙江、江蘇、廣東と共に一大養蠶地たるに至るべし

過去十年間漢口より輸出の蠶絲類對照表

品名	明治二十年		同二十一年		同二十二年		同二十三年		同二十四年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
生絲（白）					七、三六六・二〇	一、九五六・八五	八、三六六・四〇	一、九三二・九〇	八、三六六・四〇	一、九三六・三九
同（黃）										
野蠶絲	一〇・二五	一、八六			九五・六五	三二・三六	一四・〇〇	四五・〇〇	一七六・〇〇	一〇六・九六
蠶絲									三七・〇〇	九〇・〇〇
屑	〇・三五	一〇・〇〇	三一・六六	八六・三六	三三・九六	一一・六〇	三四・〇〇	一三・〇〇	五六・〇〇	二六・三四

品名	明治二十五年 数量	明治二十五年 價額	同二十六年 数量	同二十六年 價額	同二十七年 数量	同二十七年 價額	同二十八年 数量	同二十八年 價額	同二十九年 数量	同二十九年 價額
層繰物 繭	一、三五六、〇四四	六八、〇四四	一、三〇三、〇五五	六四、三五五	一、三〇三、〇五五	六四、三五五	一、三〇三、〇五五	六四、三五五	一、三〇三、〇五五	六四、三五五
繰物 繭	三、〇四四	一、〇四四	三、〇四四	一、〇四四	三、〇四四	一、〇四四	三、〇四四	一、〇四四	三、〇四四	一、〇四四
繰糸	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
繰糸	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
繰糸（リボン）	三、〇九、〇九〇	三、〇九、〇九〇	三、〇九、〇九〇	三、〇九、〇九〇	三、〇九、〇九〇	三、〇九、〇九〇	三、〇九、〇九〇	三、〇九、〇九〇	三、〇九、〇九〇	三、〇九、〇九〇
繰糸（リボン）	二、〇九、〇九〇	二、〇九、〇九〇	二、〇九、〇九〇	二、〇九、〇九〇	二、〇九、〇九〇	二、〇九、〇九〇	二、〇九、〇九〇	二、〇九、〇九〇	二、〇九、〇九〇	二、〇九、〇九〇
繰糸	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一

結了し茲に此盛典を擧ぐるに至りしは誠に喜ばしき所なり夫れ蠶絲は本邦第一の輸出物産にして縣下に於ても最も重望を繫ぐ所のものなれば斯業に關係の人々は益々奮勵せられんことを望む尙ほ又審査長の指點せられたる所の如きは相互に注意して改良せられたし云々と述べ次に幹事門村直中氏は大日本蠶絲會より達したる祝電を披露し伊藤亘、櫻井正毅の兩氏は祝辭を朗讀し出品人總代菊田利右衛門氏は答辭を朗讀して茲に全く式を了して退場す時に午後四時半なり夫より來賓及會員には別室に於て茶菓の饗應ありて一同退散せり而して其受賞者は左の如し

蠶種の部

一等賞　岡村仁三治
二等賞　松田彦平
同　小出淳太
同　五十嵐正松
三等賞　三輪爲次郎
同　山田國太郎
同　山田正圖
同　鹽谷禎治
同　大谷内佐次郎
四等賞　柳澤又市
同　養源社
同　中原殖産館
同　菊地糊道
同　東養蠶場
同　中條新田養蠶場
同　齋藤德藏
同　鹽谷喜太郎
同　大森德雄
同　長岡製絲場
同　大竹本民
同　小林宇宙太
同　田中治八郎
同　依田忠太郎
同　月橋市助
同　渡邊平治
同　五味川孝一
同　佐藤久平
同　高頭強造
同　堀井浩
同　中靜義達
同　須田庄三郎
同　四片與次右衛門
同　押見弘平
同　上村彌太郎
同　宮原直太郎
同　片桐伴作
同　中原殖産館
同　植木兵司
同　小林太忠治
同　飛田佐太郎

諏の部

一等賞　菊田養蠶所
二等賞　山田乙樹
同　長谷川桑吉
同　小林盛治
三等賞　高橋喜三郎
同　山田國太郎
同　細谷藤四郎
同　山田政圖
同　田中義一
同　橋本文治
同　米太郎
同　酒井彦八
同　松田みね
同　佐藤虎四郎
同　井口伊右衛門
四等賞　横田庄八
同　牧野龍藏
同　中川重一郎
同　大野捨太郎
同　竹田忠治
同　岡村仁三治
同　金子正一郎
同　小熊謹一郎
同　本間熊治
同　細谷外治郎
同　櫻井德次
同　柳澤又市
同　五十嵐正松
同　中川周治
同　川東養蠶場
同　阿部吾八
同　小菅猪吉

四等賞　櫻井熊治
同　小川四郎右衛門
同　青柳喜代太
同　大橋儀平太
同　押見丑四郎
四等賞　三輪爲次郎

生絲の部

一等賞　東陽軒山田製絲場
二等賞　永陽館
同　柄堀製絲場
同　大田製絲場
二等賞　長岡製絲場
同　川上製絲場
三等賞　小出合資會社　松原与右衛門
同　宮川聞吉
三等賞　大森德雄
四等賞　大竹本民
同　小林宇宙太
同　田中治八郎
同　依田忠太郎

大日本蠶絲會新潟支會第四回大集會は九月十四日午後一時より長岡公園内擊石館に於て開設し先つ石渡農學士の蠶業上有益なる談話あり了て大集會を開く幹事門村直中氏は二十九年度會務の概況を報告し次に同氏假に議長席に着き議長の選擧を行ふ旨を告ぐるや一同假議長の指名推選に一任せしに同氏は直に五十嵐正松氏を議長に推し左の問題に就き議事を開けり（出席者九十餘名）

一　役員補欠選擧
二　蠶種檢査法に關する件
三　本縣農事試驗場蠶事部の擴張を本縣知事へ建議するの件

第一問題は衆員の希望により議長の指名推選に決し議長は幹事長に小數準三郎氏、幹事に田中憲之氏を推選す

第二問題は櫻井正毅氏提出の理由を説明し本間宏氏の説にて研究事項となし汎く疑問を蒐集し新潟支會は之に對し其筋の説明を求め公表すること第二來る十一月開會の縣下蠶種業大會の問題として提出する樣同會發起人へ交渉することに決し交渉は直に蠶種業大會發起人との間に成立せり

第三問題は小出淳太氏提出の理由を説明し本間氏の説にて同問題は數年來の宿論なれば委員三名を擧げ建議案を起草し之を知事に呈出し尙ほ委員をして幸本日臨場の書記官閑下にも詳細に陳述し意旨を貫徹する樣夫々運び方を附くることに決し其委員は議長の指名に一任せしに議長は小出淳太、五井伊次郎、櫻井正毅の三氏を指名せり

右了て散會夫より同地有名の常盤樓に於て石渡審査長の慰勞會を開く出席せし者三十五名席上演説等

ありて非常の盛會なりし

●松永伍作氏に銀杯を贈る

蠶業講習所技師松永伍作氏は去る明治二十五年大日本蠶絲會の創立に際しては規劃贊襄の勞勝からず尋で幹事に當選し任に在ること前後五年の久しき拮据經營會務爲に衆がり本會今日の興隆を致すもの氏與かりて力ありとす然るに本年四月任期滿限に依り退任せられたるに由り同會幹事長より左の謝狀に銀杯一個を添へ贈與せられたり

拝啓逐日秋冷相增候處益御多祥欣抃此事に御座候偖貴下には本會の創設に際し不一方御盡力相成尋で幹事に御當選事務草創の時に方りて鋭意畫策能く本會の擴張と翼贊せられ多年御勵精今日の興隆を致し候段會員一同の深く感謝する所に御座候然るに先般任期滿限御退任相成候に付評議員會の決議に因り聊か謝意を表する爲め銀杯一箇贈呈仕候間御受納可被下候草々敬具

明治三十年九月三十日

大日本蠶絲會幹事長　岡　毅

松永伍作殿

●松永技師の歸朝

特別會員　蠶業講習所技師松永伍作氏は蠶絲業視察の爲め清國へ派遣を命ぜられ去る四月二十七日出發せられたるが彼の地の狀況を視察調査し九月二十五日無事歸朝せられたれば氏の齎し歸りたる實地調査の事項は逐次登載することあるべし

●蠶業講習所本科生

蠶業講習所の募集に應じて本年入所したる第二回本科生は左の如し

三重縣　大森孫十郎　京都府　岩坪時藏　東京府　鈴木福太郎　鹿島縣　種子田淳一
奈良縣　井上隆　高知縣　下元鹿之助　山形縣　阿部藤藏　新潟縣　加藤知正
青森縣　三上時治　兵庫縣　衣笠勇之助　佐賀縣　最所勝三郎　和歌山　田代龍
東都府　松下憲三朗　岩手縣　梅村又三　山口縣　德田實也　青森縣　水木楠太郎
愛媛縣　岡部貫一　埼玉縣　三角惣藏　和歌山　益田半次郎　岩手縣　槻本幸太
青森縣　福田省太郎　新潟縣　小熊六藏　靜岡縣　横山晋次郎　秋田縣　池田榮太郎
長野縣　大澤四郎　長野縣　折井正雄　長野縣　望月關馬　千葉縣　田邊傳太郎
栃本縣　田原益　山梨縣　長田賢　高知縣　山崎萬藏　長野縣　宮下秀三
千葉縣　永井信太郎　宮城縣　鹿島儀三郎　茨城縣　吉田三造　新潟縣　竹內與三郎
茨城縣　成島由松　佐賀縣　陣內孝一　島根縣　三谷徹　石川縣　田中榮
山梨縣　七澤菊馬　長野縣　村澤一雄　福島縣　佐藤角兵衛　山形縣　森村孝之助
高知縣　池義信　京都府　松川貞平　京都府　向仲愿吾
東京府　町田彦太郎　岡山縣　相田勝一　山形縣　山川金三郎
秋田縣　中島清武　埼玉縣　鈴木喜三郎　岩手縣　吉田豐

●蠶の命名式

鳥取縣倉吉町山陰製絲合名會社の製絲が全國に冠絶し雷名を天下に轟かせることは世人の知る所而して其冠絶せるが中にも彼の餘杭種と假稱せる蠶を以て製したる絲の最も優良なることも亦世人の知る所なるが素と此餘杭種なる蠶は支那種にして初め病毒多く蠶體弱く飼育頗る困難なりしも繭質觀るべき所ありしを以て鳥取縣立農學校にて苦辛して復製したるの結果年一年大に化醇して病毒除去し繭質雅良となり本年の如きは縣下重なる養蠶家中殆ど試育せざるはなくしかも皆好成績を得ざるものなかりしを以て餘杭種の名聲層一層縣下に嘖々たるに至りたり然るに本縣にては豫て組合規約にて飼育蠶種を一定し居るを以て俄に之を一般の飼育蠶となす能はざることなりしが去る八月鳥取市に開設せる縣下蠶絲業聯合組合會に於て之を規約中に加ふるの議起りしに果然滿場數十氏の大々的懼呼に迎へられ直に之を規約に加へ一般飼育蠶となすことに決したり就ては新たに之に命名せざるべからざるの必要起り該蠶の功勞者農學校長山瀨幸人、同校蠶業教師正增種太、山陰製絲合名會社員龜井甚三郎の諸氏協議の上伯陽と命名し是又聯合會一致を以て可決したり就ては山瀨、龜井の兩氏は該聯合會閉會の當日本縣知事以下高等官、聯合會議員等關係諸氏を鳥取市僧老亭に招待して命名の披露を為し終て寔會に移り近來に於ける實業家の盛會なりし席上山瀨農學校長の挨拶は伯陽の今日ある所以を概知するに足る者あるを以て今其要を錄し之を我同業諸君に紹介せんと欲す曰く山陰製絲合名會社は蠶絲改良に熱中し明治二十七年に當り支那蠶種數種を購入し縣立農學校其委託を受けて之を試育せしに初年は病毒多く殊に蠶兒の混雜甚しく白色のものあり黑色のものあり半白のものあり

將又節の突起せるものあり而して白色のもの最も雅なりしを以て特に白色のものゝみを撰別して框製となし廿八年之を試育せしに大に化醇し病毒を排除したるのみならず繭質又雅良となり二十九年に至ては獨り農學校のみならず之を各當業家に試育せしめしに曾非常の良結果にて前數年に比して一層の進化を見る現に山陰製絲會社が之を絲に製したるに其價値は日本無比にして横濱生絲檢査所に於ても歎稱措かざりし而して本年の如きは其絲昨年に比して猶ほ百回以上を増し六百回以上に至るを見たるは實に國の爲めに賀すべきとなり宜なり玆に蠶絲業組合聯合會に於て本縣飼育蠶に加ふるに至れり然るに此蠶たる支那杭州府餘杭に出たるを以て餘杭種と唱へたるも右は支那の地名にて本蠶は我國にて化醇せしものたるを以て農學校は山陰會社と協議し伯陽と命名せり其義蓋し伯州の東と蠶兒の白色なるとに取る今や我國支那蠶種復製の論盛なるに當り本縣已に此の如し實に名譽此上なきなり右命名の披露と併せて我鳥取縣蠶業進歩の祝意を表せん爲めこゝに晩餐會を催す知事閣下を始め縣下蠶業の巨臂たる諸君來會せられしは光榮の至りなり云々（會員遠藤竹藏氏報）

●蠶種檢査法未施行地　明治三十年法律第十號蠶種檢査法第十三條に依り大阪府に於ては蠶種檢査法を當分施行せざることを認可せる旨十月四日農商務省告示第三十五號を以て公布せられたり

●横濱生絲檢査所生絲檢査調　横濱生絲檢査所に於て本年八月三十日より本月二日に至る五週間に内外生絲貿易商及地方製産者の請求に應じ檢査を施行せられたるもの左の如し

檢査請求項目	件數 器械	件數 坐繰	件數 計
原量、正量、再繰、繊度、類節、强力、伸度、練減、	三	—	三
原量、正量、再繰、繊度、類節、强力、伸度	一三	—	一三
再繰、繊度、類節、强力、伸度	一八一	三七	二一八
再繰、繊度、强力、伸度	六三	—	六三
再繰、繊度、類節	—	三	三
再繰、繊度	—	—	—
繊度	二	—	二
合計	二六三	四〇	三〇三

●神戸生絲檢査所生絲檢査調　神戸生絲檢査所に於て本年八月中生絲貿易商及地方製産者の請求に應じて檢査せられたるもの左の如し

檢査請求項目	件數 器械	件數 坐繰	件數 計
再繰、繊度、類節、强力、伸度	一四	—	一四
再繰、繊度	三	—	三
合計	一七	—	一七

●横濱生絲檢査所參觀人員　横濱生絲檢査所に於て本年四月一日より同八月三十一日に至る五箇月間に參觀を許可せし人員は合計四百二十九人にして其月別人員左の如し

種別	人員	内譯 内國人	内譯 外國人
四月	一六九	一六六	三
五月	五九	五九	—
六月	六一	六一	二

種別	人員	内譯 内國人	内譯 外國人
七月	九八	九一	七
八月	四二	四〇	二
合計	四二九	四一五	一四

●同業組合設置の申請　横濱蠶絲貿易商組合にては重要輸出品同業組合法に依り今回横濱蠶絲貿易商同業組合を設置したき旨小野光景、原善三郎、茂木惣兵衛、澁澤喜作、安西德兵衛、吉野吾三郎、若尾幾造の七氏より九月二十五日其筋へ發起認可申請に及びたりと云ふ

●金貨本位と生絲相場　本月一日より金貨本位制施行に就ては本邦と清國との絲價懸隔より

生絲市場に一波瀾を來すの虞あるべしと横濱の生絲商原商店にては貨幣制度の變更より來る本邦幷に清國生絲の相場比較に關し左の注意書を地方の荷主に發送したりと云ふ

（前略）扨て銀で御承知の義とは存候へども過般金貨本位制定の折柄當時の銀塊相場二十九片十六分の十一なりしを以て百圓の銀貨は壬に新金貨百一圓八十錢に相當されども其後銀塊は意外にも二十四片六分の一に暴落し百圓の銀貨は八十二圓五十二錢强の實價なる有すると過ぎず即ち百圓に付十七圓五十錢弱の下落を來すに至れり（十七圓五十錢は百圓に付四二割一分二厘弱の下落に當る）然るに我邦製絲の勢敵たる清國は依然銀貨に由て賣買するを以て來る十月我邦金制實施の晩には清國は生絲賣買上に於て非常の優利を以て我邦生絲と競爭するゝとなり得べし我邦の生絲は清國生絲と共大部に於て歐米市場に用途を異にするのみならず實際の成行は往々理論より生ずる計算と相伴はざるものなるを以て並に將來之國運する能はずと雖も試みに現今の有樣に因て之を計算せば左の如し

假に我邦生絲百片の價格新金貨八百圓を以て賣却するとせば此に對して清國は同時に同樣の生絲を以て九百六十九圓三十八錢（銀貨）に賣却するを得べし則ち銀貨の下落より生ずる幾異百片に付百六十九圓三十八錢なりとす今日に於て米來十月金制實施の時に清國は生絲賣却上に於て非常の優利を以て居れり乍去今日の如く商況活潑なる場合に於ては彼等は日本絲を模擬として同樣の高價に賣却するに過ぎざれ我邦生絲に向て何等影響なしと雖も萬一商況沈靜となり新金貨六百三十圓を以て買入れ得べき商況に至るなら、我邦製絲場は非常の損毛を負ふに至るべし而して清國の絲は清國に於て賣却するに過ぎざれ共大部に於て歐米市場に用途を異にするのみならず實際の成行は往々理論より生ずる計算と相伴はざるものなるを以て並に將來之國運する能はずと雖も試みに現今の有樣に因て之を計算せば左の如し

假に我邦生絲百片の價格新金貨八百圓を以て賣却するとせば此に對して清國は同時に同樣の生絲を以て九百六十九圓三十八錢（銀貨）に賣却するを得べし則ち銀貨の下落より生ずる幾異百片に付百六十九圓三十八錢弱の實價なる有すると過ぎず即ち百圓に付四二割一分二厘弱の下落に當る）然るに我邦製絲の勢敵たる清國は依然銀貨に由て賣買するを以て來る十月金制實施の晩には清國は生絲賣却上に於て非常の優利を以て居れり乍去今日の如く商況活潑なる場合に於ては彼等は日本絲を模擬として同樣の高價に賣却するに過ぎざれ我邦生絲に向て何等影響なしと雖も萬一商況沈靜となり新金貨六百三十圓を以て買入れ得べき商況に至るなら、我邦製絲場は非常の損毛を負ふに至るべし而して清國の絲は清國に於て賣却するに過ぎざれ共大部に於て歐米市場に用途を異にするのみならず實際の成行は往々理論より生ずる計算と相伴はざるものなるを以て並に將來之國運する能はずと雖も試みに現今の有樣に因て之を計算せば左の如し

假に我邦生絲百片の價格新金貨八百圓を以て賣却するとせば此に對して清國は同時に同樣の生絲を以て九百六十九圓三十八錢（銀貨）に賣却するを得べし則ち銀貨の下落より生ずる幾異百片に付百六十九圓三十八錢弱の實價なる有すると過ぎず即ち百圓に付四二割一分二厘弱の下落に當る）然るに我邦製絲の勢敵たる清國は依然銀貨に由て賣買するを以て來る十月我邦

豐因に就て　山形縣金子孫左衛門氏

蠶業大會決議　一農事試驗場各支場に蠶業講習所支所を併置すること（決議）蠶業講習所を設置することに決す　二本農區聯合各縣へ完全なる模範製絲傳習所を設置するの件（決議）原案可決して東北六縣知事に決議の實行を促すことに決す（以上秋田縣蠶絲業組合取締所提議）　一奥羽六縣同盟して生絲東裝荷造を一定する方法及實施に關する立案（決議）六縣知事に稟議し別紙一定の方法に據り實施せしむること　二製絲用蠶種は顯微檢鏡査を施行せらるゝことを主務大臣に建議すること（決議）本會は中央部に提出し中央部にては規定の方法により其筋に稟議すること但中央部に於て該問題否決のときは本農區限り前年蠶種檢査法實施の例により施行すること（別紙）（イ）繊度は各製絲場の特有に據るべしと雖も左の項目に準據するものとす　一器械製絲場にありては佛國向十一デニール米國向十五デニールを中心とす　一坐繰製絲場にありては十五デニールを中心とす（ロ）總の量目は九匁五分を標準とす（ハ）坐繰製絲は必らず揚返場に揚返すこと（ニ）楊枠は六角にして一メートル半（四尺九寸五分）（ホ）絡交は楊枠の回轉手振一往復に付一回八分乃至二回轉を目的とすること（ヘ）口留絲は白二子木綿の極細を用ゆること（ト）口留絲は一ヶ所を五つ編とし之れと相對する所に掛け用ゆること（チ）揚返場に於て檢査すべき項目　一色澤、二繊度、三切斷、四類節（以上宮城縣蠶絲業團幹提議）

●新潟縣知事の蠶絲業意見　勝間田新潟縣知事は先頃長岡農事試驗場卒業式及刈羽郡繭絲品評會に臨み歸途安進丸に乘込中某政客に對して縣治上の方針を談話されしが中にも勸業特に蠶業に對する意見の大要は左の如しと云ふ

養蠶　に對しては蠶業家をして可及的桑葉を一定し且つ繭を一定せしめんことを欲す

製絲　に對しては製絲業者互に氣脉を通じ貿易市場に出だす生絲は是非とも品質を一定せしめざるべからず本縣下の製絲は上信地方の製絲と同質のものを市場に出だすあるも品質を一定せざるが爲め其の價位を保つ能はず譬へば同品質にて上信絲は八百五十弗の價あるも越後絲は同地方の坐繰位に比せられ僅に六百弗内外に過ぎず是れ絲質雜駁にして一定せざるに起因するものなり故に品質の一定を奬勵し製絲業者をして多くの利得あらしめんことを期す云々

●製絲工女の貯蓄　岡山縣岡山製絲株式會社にては創業の當時より規定を設けて工女の漫に他の同業者へ傭使せらるゝことを豫防し且つ將來自立の資金を補助せしむる爲め毎月賃金の百分の五を貯金として會社へ預り會社は之を銀行に預け其利子を加ふることゝし本人若くは一家内に病氣又は非常の災害ありたる場合の外は拂戻すことを許さず又會社の承諾を得ずして漫に他の同業者へ傭使せられたる場合には其貯金を會社へ沒收することゝせるが目下一人にて多きは拾圓以上を貯蓄せるものありと云ふ目下世上に流行する同盟罷工などの思ひなく洵に彼我兩全の良法なるべしとの報あり

●肥後製絲會社の談評　製絲場の勞働時間と職工の衛生とは隨分八釜敷問題となり居るが肥後製絲會社の如きは創立日尚浅しと雖も社長湯地氏率先して工女と同一なる飲食物を喫し賄の監督を爲すことなれば不潔物を用ふるの恐れなく且又勞働者は勞働の度に應じ發汗甚しきものなれば毎日入浴せしむる等十分注意を爲したれば各職工の健康を保持すると共に隨て生産高も增加し不平の語は未だ一回も彼等の唇頭に上らずと熊本の一新聞紙はものせり社長が工女と同じ飯を喰ひ而して毎日女工を湯に入れるが爲め生産高が增し不平がなかるべしとすれば製絲工場の管理もいと易きものなりと或人は物語れり餘音朧々

●諏訪製絲家の夜業　信州諏訪地方の製絲家は例年十月中旬比より夜業を爲すことなるが本年は横濱絲況の活氣を呈せし爲め先比より弗々夜業を爲し製絲を急ぐもありしが本月一日より一齊に夜業を始むることを決議して實行せりと云ふ

●製絲汽罐の破裂　は製絲業勃興の今日汽罐使用者の最も注意を要することなるに其構造の不完全なると取扱人の不注意よりして亘大の損害を來すこと往々耳にする所なるが長野縣上伊那郡中澤村久保田龜五郎氏所有の製絲汽罐即ち天龍社第三工場の汽罐は九月三十日の午前五時轟然一發破裂して火筒の上部縱二尺通り吹飛ばされて熱湯噴出し六間餘を距てたる繭貯藏庫の壁を破り繭四十貫目を浸したり工女は就業前なりしに由り幸に被害なく又其他にも害なかりしが火夫は破裂の音を聞きて狼狽したるため噴出する熱湯のために燒傷したりと其原因は火夫が薪を加へたる儘放任せるより火力は非常に強くなり適度を超過せしためなりと云ふ噫恐るべし火夫の怠慢

●越後生絲の販路　新潟縣越後產の生絲は從來横濱にのみ輸送して賣捌きしが兎角同地の製絲は器機の不十分なると絲質の不揃なるより外國向には不適當なるを以て越前及京都等の內國用に供する爲め夫〻仕向地へ輸送するには不必用の運賃を費すことなるが同地の生絲は羽二重織の原料に適するゆへ之を越前福井に直輸出を爲し販路を開くことゝせば製絲業者の便利なるべしと福井市合資會社福井生絲扱所にても玆に注目する所ありけん同所業務擔當員は各製絲場の視察として此程越後に出張せりと云ふ

●下村登代作氏の名譽　埼玉縣入間郡水富村公業館蠶業傳習所長なる大日本蠶絲會員下村登代作氏は專心斯業の改善を企圖し去る八月同所に於て氏の主催を以て第二回繭品評會を開設し同十五日褒賞贈與式を擧行せり本會出品の區域は二府二十縣に亘り其點數四百八十六外に參考品二百六十餘點にして受賞者は百九十三名式終りて農蠶業講話會を開きたり講師は大日本蠶絲會技藝委員農學士石渡繁麗、大日本農會幹事池田謙藏、同會埼玉縣第一支會長二味道政、帝國農家一致協會辨理中村和三郎及十女字信介等の諸氏なりき傍聽人頗る多數にして近來の盛會なりしと當日下村氏は帝國農家一致協會々頭鹿島則文氏より左の如く功勞賞を贈與せられたりと云ふ

資性英敏剛氣不幸にして早く父母を喪ひ壯なるに及んで事業の爲めに一手一脚を損すと雖も不撓不屈反て意を公益に注ぎ父祖の遺志を繼承して專ら蠶業の改善を企圖し公業館蠶業傳習所を設立し生徒を養成する一百數十名又本協會用達となり精眞の蠶種を調出する こと年々二千五百有餘枚其個青者二府二十七縣に亘り一千八百有餘戶に及び成績頗る善良にして信用益〻加はる又率先主宰となり品評會縱覽會を開設し其他斯業の爲め勞力を費財を投ずること僅少ならず洵に奇特とす仍て特に水杯一組を授與し以て其篤行を表彰す

●一府六縣聯合共進會　東京府及埼玉、群馬、栃木、山梨、長野、福島の六縣聯合に成れる繭、生絲、織物の共進會は豫定の通り本月一日を以て栃木縣足利町に開設せられたり其出品の概數を聞くに繭七千九百點、生絲五百四十點、織物七千二百點許にして出品の最も多きは群馬縣にして四千餘に達し栃木、埼玉之に次ぎ何れも二千以上にして東京、長野、山梨、福島は何れも二千以下なりと尙は詳細は次號に記載する所あるべし

●競進社蠶業講究所卒業證書授與式　競進社は夙に蠶業の改良を以て自ら任じ各府縣に教師を派し或は養蠶傳習生を養成し其步武を進め來れり然るに時勢は學理の必用を喚起し蠶業は學理の調和を希望するの結果として遂に蠶業講究所を設立するに至れり而して蠶業講究所設立以來實に七閱月の時日を經て健全の發育を遂げ八月三十一日を以て第一回卒業證書授與式を擧行せり式場は同社の新築蠶室を以て之に充て室の內外は紫幕を以て裝ひ軒頭高く國旗を交叉し數百の球燈は翠松青楓の間を縫ひ旭章を載せたる緣門は中天に聳へ滿目の光景靉然として悉く喜色を含み愛すべく掬すべき趣きあり此日の來賓は本縣知事代理告森書記官、練木蠶業講習所長、紫藤農商務技師、岡田兒玉郡長其他縣會議員、警察署長、町村長、學校長等無慮數十名先づ木村社長代理として浦部副社長の式辭述て卒業生三十七名に證書を授與し終て訓辭を朗讀し次に吉池教頭の諭告、本縣知事の告辭、練木蠶業講習所長は一場の演述を爲し懇切に卒業生を奬勵せられ、紫藤技師は蠶業上の所感に就て希望を述べ卒業生の前途を祝せられ其他縣會議員、教授員總代學校長等の祝辭、卒業生總代の答辭あり式終て懇親

會を開き主客共に陶然として十二分の歡を盡して散會せり又此夕講師慰勞會を兒玉町福田樓に設く來會者は講師、卒業生及教授員等百有餘名にして種々の餘興あり喝采拍手響天動地非常の盛況を極めたり盞し今回の如き學理實業を併せて修得したる卒業者にして世に立ち蠶業の改良を圖りなば其進捗實に目を矚すべく社運の隆々たる期して待つべきものあらん今卒業生の氏名及祝辭等を左に掲ぐ

埼玉縣　山口米藏　埼玉縣　野木忠三郎　埼玉縣　野口林蹴　神奈川縣　齊藤嵐治
神奈川縣　小林升　神奈川縣　四山拜三郎　埼玉縣　愛知縣　白井保之助　埼玉縣　細村孟三郎
和歌山縣　神原庄之助　和歌山縣　木村傳一郎　埼玉縣　芝崎和吉　福井縣　井上友吉
神奈川縣　原正雄　長野縣　石田源藏　神奈川縣　和田良吉　靜岡縣　丹羽耕一
同　原久次郎　同　田島實太郎　埼玉縣　江原嘉吉　山口縣　高山芳輔
埼玉縣　鈴木鐵作　埼玉縣　大谷重次郎　同　深井藤吉　群馬縣　野口芳次郎
群馬縣　高橋盛太郎　同　新井善吉　同　小林伊三郎　埼玉縣　吉田善次郎
埼玉縣　沼江三郎　群馬縣　重田幾藏　同　清水村吉
同　松澤柳太郎　神奈川縣　佐野昇　同　福島新太郎
同　鈴木爲之助　靜岡縣

競進社蠶業講究所教頭吉池慶正氏の告辭

本日當社蠶業講究所第一回卒業證書授與式を擧行するに際し貴賓の貴臨を辱ふせしは本社員及全般卒業生一同の深く光榮とする所なり依て茲に謹んで感謝の意を表す尋で卒業生諸君に一言せんとす諸君の本所に入學せしは實に七閏月の以前六花飛紛たるの時なりしが今や一掬の新涼味ふべきの節に至れり其間霜風の膚を劈き炎暑の頭を焦すも顧みず指揮鞭勵せるの結果は實に今日此名譽と光榮とを擁ふに至れり然りと雖も若し本社を見物的先輩諸氏が現今蠶業上の樹勢學理の必要を看破し本所なる設立するにあらずんば焉ぞ諸君は此光輝ある名譽を擁ふことを得んや實に諸君の今日あるを致せしは全く社長及先輩諸氏の賜なりと言はざるべからず而して諸君は今日榮譽を擁ふ爲めに幾多の風雨を犯し幾多の心神を勞せるや必せりと雖も將來益々諸君の責任其重きを加へ諸君の一舉一動は本所の歴史消長に關するに至れり諸君深く此に鑑みる所なるべからず余輩は信ず諸君の學理實業共に優人の模範となり教師となるの技倆あることを然れども社會の風波は平穩ならず社會の道路は危險なり單に學理を以て滿ちべからず實業を以て盡すべからず蓋し社會を涉獵するの道一あり曰く誠之れなり誠に曰く一誠以て百揣を拠ふと云た曰く誠意鬼神を泣かしむると假令社會の風波は平穩なり社會の道路は危險なりと雖も誠心誠意を以て之れに臨みなば何れの處か通過せられざるの理あらんや唯此誠の一字人の教師となりては熱切となり忠實となり職を官に奉ずるに於ては公平となり廉潔となりて現はる如や諸君は研鑽せる學理と實業とを以て之に對ふ社會の諸君を歓迎待するや實を待たざるなり希くは諸君此意を體し蠶業の改良進歩に關り本社の爲め國家の爲め盡瘁せられんことを目下各地急授出原を極むと諸君宜しく自愛自重而力及林力を奏ひ明年春陽動蕩の候技倆を伸べ手腕を揮ふの時來るを待つべし

埼玉縣知事宗像政氏の祝詞

維時明治三十年八月廿一日埼玉縣兒玉郡兒玉町競進社蠶業講究所生徒卒業證書授與の盛典あり本官其式場に列するを得眞に欣喜に堪へざる所なり、他のに蠶絲は我邦輸出品中最大首一の物産にして之が盛衰繁昌は直ちに邦家の消長に關す果て然らば此國粹特殊の物産に向つては愈々益々力を擴張改良に致さるべからざるは論を俟たざる所なり本社夙に茲に視るあり曾て養蠶傳習所を起し以て斯業の傳習を開り客年十二月尚規則を改正擴張し學理を講究して講究の程度を進め專ら斯業の改良進歩に鋭意場力し今や蠶業講究所第一回卒業生諸君授與の盛典を觀るに至る其施設の當々として先後序次あり眞に勗むるところ其業を得たりと謂つべし雖然方今内科學の應用發達し實に驚くべきものの多し希くは社員諸君益々其基礎を堅固にして大に將來の隆盛を期し以て本所の業務をして永遠不朽ならしめよ終に臨んで卒業生諸子に一言せんとす今や諸子は業熟と學成り本日卒業の榮を擁ふ其中心實に欣悅なる知る然れども此榮譽の負擔は即ち斯業改良發達の功を奏すべきの義務を負はるゝ所以なれば自今一層奮勵最も實着に最も深切に學習するところのものを實行し深く本所の希望に副へ導く斯業の發達に努力せんことを庶幾す聊か勵辭を呈して祝詞とす

●蠶事新說二件

埼玉縣競進社蠶業講究所教頭吉池慶正氏は蠶體に於ける氣門十八箇の外更に二箇の新氣門あるを發見せられたり而して其位置は第二環節の中央に在り尚ほ詳細の報告書は目下調製中なりと會員在競進社の小林升氏は報じ越されぬ然るときは從來學士の說よりは二箇の增加にして左右合して二十箇となるなり蠶體組織は萬古一なるべし氣門は二箇を增加せる乎是則蠶體新氣門の發見者なり』京都府高等養蠶傳習所教師たりし山本竹藏氏は乾繭の外景と題し日本蠶業雜誌第百六號にものして曰く從來化蛾前に至り殺蛹すれば蛹は亞爾加里性の液を漏し爲に繭の解舒を害し絲量を損すとの說あり大概の蠶業書殆ど皆これを說かざるなし然るに予の實驗にては此事實を確むる能はざるは奇といふべし云々而して解舒等に及ぼす主因を蛹體脂油の減少のみに嫁せり然るときは從來西夕原蠶業試驗場の試驗成績と異なるが如し等しく家蠶にして一は以て苦熱の餘り漏液し一は以て漏液

の實なかりしか是則殺蟲上に於ける實驗新說者なり之を名づけて蠶事新說二件とす右二氏は西ゝ原蠶業試驗場出身中の錚々たるもの二氏共に健在なれ新說の成效眼を刮して以て見ん

●洪水と蠶蛆の減少　岐阜縣下に於ては昨年洪水の爲に損害を蒙りたることは實に容易にあらず然るに其洪水の昆蟲に及ぼしたる事實の一として昨年大水害を蒙りたる土地の養蠶家は本年意外に蠶蛆を減じたりと其理由は浸水の爲め土中に潛伏する所の蛹にまで其害を及ぼしたるを以て本年羽化するものゝ非常に少きに原因するや明瞭なりと名和靖氏の說

●出張と歸京　農商務技師岡殺氏は靜岡縣米外十一品共進會審査長兼繭生絲審査官として、同紫藤章氏は栃木縣主催一府六府聯合繭外二種共進會審査長として、同本多岩次郎氏は同會出品生絲審査官、同技手石渡繁胤氏は同會出品繭審査官として此程既も出發せられ又曩に秋田縣下へ出張せられたる生絲檢査所技師高橋信貞氏は此程歸所せられ、岐阜縣下へ出張せられたる蠶業講習所技師練木喜三氏も此程歸京せられたり

●特別廣告

●會員諸件　左の諸氏は九月より十月に渉りて入會若くは死亡せられたり

○通常會員

東京	松澤市五郎	同	東京 新井泰太郎
同	小澤鑒次	同	野村勘兵衛
同	山本安五郎	同	福田善太郎
同	田中兼吉	同	佐野理八
同	神田長次郎	同	渡邊庄太郎
同	志茂秀太郎	同	奥住源吉
		同	久保田桑
		同	東京 内田德太郎
		同	平野彌藏
		同	生沼覺太郎
		京都	梅原顯太郎
		神奈川	重田幾藏
		長崎	長谷川政太郎
		新潟	佐藤信三

新潟	小池興德太	同	千葉 大松彈二
同	山崎忠藏	同	栗本萬平
同	山田彌惣治	同	廣田金次
埼玉	吉澤善助	栃木	原田伸助
同	飯田平藏	同	佐藤國藏
同	四方田坦作	愛知	伊藤時次郎
同	關根四市郎	同	高木錄郎
同	須田甚作	同	宮下佐忠太
同	三角軍示	山梨	堀內喜代作
同	小宮喜一	同	伊藤忠恕
群馬	新井藤松	滋賀	弓削甚左衛門
同	田口長次郎	同	宮澤勇吉
同	高橋參之輔	岐阜	佐藤長勳
同	野口茂三郎	長野	鈴木利七郎
同	小林傳治郎	同	中城興市
同	矢島富作	同	酒井嘉藏
同	篠條愛助	同	細川吉郎
同	野崎俗丸	同	手塚初十郎
同	矢島信彥	同	久保田宇右衛門
同	宮入森佐	同	細田國太郎
同	津久井和一	同	青木賢一郎
同	松崎六平	同	福島金之助
千葉	本松直樹	同	宮城勇七
同	千葉米太郎	福島	阿部忠吉
同	高安米太郎	同	高橋三吾
同	鈴木精太郎		

山形	細梅房治	同	今田桑治
同	本萬平	同	鈴木左之雄
同	大瀧龍次	同	原田管太郎
同	齋藤五郎	同	稻村龍治
同	阿部桑三郎	同	伊藤忠恕
同	佐藤文太郎	同	佐藤長勳
同	高橋喜代松	同	佐藤慶藏
同	高橋興德治	同	近野金作
同	長谷部菊彌	同	阿部與三郎
同	上田純治	秋田	井上友吉
福井	木村壽祖龍	同	鳥取 下崎三戒
同	吉田敏行	同	島根 北崎民五郎
同	岡山 野崎民五郎		

和歌山　和田德次郎　中村俊一郎　和歌山　神原庄之助
同　寺井宗太郎　同　木村譽之助　同　高知　片岡逢吉
同　森啓次郎　宮本嘉平治　福岡　熊懷藤五郎
同　谷河吉郎　木本優　北海道　芳賀龜太郎

計　百四名

右の内にて松澤、内田、吉澤、須田の四氏は下田伊左衛門氏紹介せられ小澤、佐野、生駒、梅原、重田、長谷川、三角、小宮、矢島、伊藤（時次郎）堀内、鈴木（利七郎）細田、青木、森（勇七）河部（與三郎）土田、吉田、熊澤、芳賀の二十氏は各自に申込まれ山本氏以下二氏は篠崎治平氏、志茂、新井（泰太郎）の二氏は志茂芳候氏、野村、福田の二氏は久保貞氏、渡邊、奥住の二氏は奥住金藏氏、久保田（榮）氏は松永伍作氏、平野氏は河野靜正氏、佐藤（信三）氏以下二氏は新潟支會、山田氏は霜田利右衛門氏、飯田、鯛根、田口、小林の四氏は境野清衛氏、四方田氏は坂本喜平氏、新井（藤松）氏上の二氏は木村九藏氏、高橋（榮之輔）氏は佐藤長太郎氏、野口氏は白石長太郎氏、鎧氏は山田重三氏、野條氏以下二氏は都丸綱吉氏、松崎氏は森國松氏、千木松氏以下四氏は齋藤道太郎氏、唐川、原山（仲助）の二氏は永島禮七氏、佐藤（國藏）氏は庄田誠太郎氏、高木氏は林德松氏、宮下氏は染原德長氏、弓削、宮澤の二氏は鈴木良太郎氏、中城、酒井の二氏は村澤治男氏、細川氏は山川靖一氏、手塚、久保田（字右衛門）の二氏は田中良太郎氏、宮入氏は角田喜右作氏、藤島氏は市瀬善治氏、阿部（忠吉）氏は福島縣伊達郡支會、高橋（三吾）氏は荒海愈八氏、細梅氏以下十二氏は山形支會、高橋與總治氏は金子孫左衛門氏、近野氏は羽田喜英衛氏、長谷部氏は齋藤清忠氏、木村（善風治）氏は富永爲太氏、下崎氏は中塚庄藏氏、北氏は逸見實雄氏、野崎氏は柏原爲美氏、和田氏以下七氏は田中藤三郎氏、神原氏は青池慶正氏、片岡氏は和田柳太郎氏孰も紹介せられたり

○死亡

通常會員　山形　池田順太　一岡山　鳥越廉作

●寄者諸君に謹啓す　會員諸君の寄稿せらるゝもの近來益々多きを加へ鳴謝の至り堪へず編者は得るに隨ひて之が輯錄に忘らずと雖も奈何せむ紙數に制限あるを以て已むを得ず次號に讓らざるを得ざる場合も之あり是等は逐次掲載すべければ請ふ諒恕せられむことを

編者再拜

小生儀蠶絲業視察の爲め清國へ出張致居候處任務を了り九月廿五日無事歸朝仕候間此段辱知諸君に謹告す

松永伍作

小生儀大日本蠶絲會員諸君の光顧に依り多年會報編輯に從事罷在候處今般已を得ざる事故之あり辭任致候に付此段專者仕候間は將來御眷顧あらんことを望む

明治三十年九月

籾山鈞

●改姓廣告

舊原安太郎　大日本蠶絲會員

秋田縣平鹿郡横手町島崎

一層蠶業に從事致候間舊の姓を新

中鉢安太郎

農商務省工務局巡時報告

第一●黄麻染色成蹟　賣價拾五錢
●麥稈染色成蹟
●藺草染色成蹟　郵稅貳錢

第二●磁器素地成蹟　賣價六錢
郵稅貳錢

右は繪用物產の重要なるもの皆改善の必要あり て東京工業學校へ委囑試驗せられたる試驗の成蹟にて當業者一讀すべきの書なり

發兌　東京京橋區南傳馬町貳丁目　穴山篤太郎

農事新報

第百八號九月發行一冊八錢郵稅五厘
五十冊前金郵稅七十五錢見本は切手九錢前金なられは送付せす
●爲替は南傳馬町郵便受取所振當の郵便切手代用壹割增に限る
●目次略
●論說
●農事試驗成蹟
●稻作水全藏氣水深穩
●晚稻敗壞排遂力試驗成蹟
●鮮國土塊成蹟
●朝鮮國農業概要
●勸農寄書
●豫防法
●獨立新法
●麻子腐子
●除蟲
●秋時
●浮塵
●人生
●食用百合
●種類
●外國
●秋時
●蠶種
●除
●種類
●外國
●秋時
●蠶種
●除
●種類
●外國
●秋時
●蠶種
●除

●會員諸君に告ぐ

本會開設第三回品評會の儀は別項廣告の通り會員外のものと雖も出品を諾し候に付該出品方御勸誘上必要の場合も候はゞ出品手續及規則等印刷せしもの有之候に付御申越相成度直に送呈可致候也

大日本蠶絲會

品位競爭春蠶蟲種

本廠蠶種ノ別スル所ハ他種ト成繭デ就テ必勝スルニアリ普通製ハ精眞種ヲ得ルノ道ニアラザルニヨリ本社ハ框製種ヲ專製ス種物代價等ハ御照會次第詳答ス

拙言約

再檢査ノ節不合格ノ卵ハ返價換種共要求ニ應ズ●送種途中ノ損傷ハ辨償ス●若シ遂作スレバ豐作スル迄連年無代贈種ス

埼玉縣比企郡南吉見村前河內

興農館蠶蟲種社

●送金に就き注意

會費其他の金圓を本會に送付せらるゝとき郵便爲替又は小爲替證書は拂渡局所名を東京神田淡路町に小爲替證書の表面右の方に設ける區畫の「差出人は此處に受取人の宿所氏名を記すべし」とある下に「東京神田區美土代町二丁目一番地大日本蠶絲會」と御記入相成るべし

現金を通運便に託し送付せらるゝときは必ず配達賃御拂濟みに相成るべし

郵便切手代用の節は必ず一割增にして御送付相成るべし

大日本蠶絲會

●質問者の注意

本會（送付せらるゝ質問書中一紙に數件を記し或は端は片紙を用ひ或は字體不明瞭のもの往々あり取扱上不便少からず候に付爾後は必ず半紙又は美濃紙を用ひ一紙に一件を限り字體は成べく楷書若くは行書にて明瞭に認め且つ其住所氏名を明記せらるべし

大日本蠶絲會

●商標◆人造肥料廣告

●第三回第四回勸業博覽會有功二等賞牌●大日本農會第三十二回農產品評會賞狀賜ヲ

●人造肥料各種●骨粉肥料●骨粉製

純良過燐酸

右成分保證の上品質善良正確なるものを以て格別勉强代價にて手廣に販賣仕候間不相替御注文の程奉願候●尙詳細施用方法書御入用の方は御報次第送呈す

東京市本所區菊川町二丁目五拾七番地

日本人造肥料製造販賣元祖

松原製造所

●會員募集

但規則書を發送し向は郵券貳錢又見本の爲め會報御入用に候はゝ切手拾錢送付あれば直に郵送す

東京下谷區二長町五二

大日本織物協會

牧畜雜誌

第百四拾參號目次（九月十五日發行）

○エアシヤー種半害圖○論說●本邦家畜の生產力佐藤清明○雜錄●エアシヤー種半●牛馬皮膚の衛生●軍馬の毛色●白耳義馬種●獨逸國產馬改良の報告（發百四十一號の續き）●家に石灰及ひ木灰●牛疫研究成績（發百四十號の續き）●馬糞●大阪府下に於ける牛馬勞力價●馬此鈔（獸醫學變遷沿革百四十一號）●家肉の鹽藏及燻製（前號の續き）●家禽の育雛（つゞき）●蚕●古代の各國、鷄鴨と鵝子、夜鷄の飼養（前百四十二號）の答●畜產の問答●牛疫保護法に付き質問（發百四十一號）の答●羅馬に付き質問（發百四十一號）●問答●牛疫保護法に付き質問（發百四十一號）の答●問答●牛疫保護法に付き質問（發百四十一號）の答●羅馬に付き質問●牛角の付に付き質問●鷄の飼養法質問●馬の換毛に付き質問●統計●全國屠場及屠畜數○雲雀馬吉麥鶴●使馬諸國の羊毛產出及消費高●蚕山淺輸出生牛狀況●老牝馬吉麥鶴●畜產團體組合規則●兵庫通信（牛畜品評會、神戸市獸乳業、畜產會社）●獸類傳染病○法令●種馬檢査施行細則●種馬牧場及種馬所馬匹預托規則●獸醫免許試驗規則◎毎月十五日發行●壹冊郵稅共金拾錢●半ケ年分同金五拾五錢●壹ケ年分同金壹圓◎郵便爲替は東京神田淡路町郵便受取所渡りに御取組の事◎郵便切手代用は一割增の事

東京神田區美土代町二丁目一番地

發行所　牧畜雜誌社

●大日本蠶絲會品評會規則

第一章　總則

第一條　大日本蠶絲會品評會は評議員會の議決を以て隨時之を開設するものとす

第二條　品評會場並に出品の種類等は其時々之を定む

第三條　大日本蠶絲會會員たる者は何人にても出品することを得　但大日本蠶絲會會員外と雖も篤志者の出品は特に之を諾することあるべし

第四條　出品は總て出品人自家の產製に限るものとす

第五條　出品人は其品に關する圖書、物品等を參考品として出品することを得

第六條　出品は本會に於て成るべく丁寧に保護すと雖も非常の損害は其責に任ぜず

第七條　會場整頓、出品陳列等に關する一切の事務及費用は本會に於て負擔す

第八條　會場は公衆の入觀を諾す毎日午前八時に開き午後四時に閉づ　但其開閉時限は時宜によりて伸縮することあるべし

第二章　出品

第九條　出品は品評會の費用を補ふ爲め總て本會へ寄附せらるゝものとす

第十條　出品は出品受入期限までには必ず到着する樣會場に宛て遞送せらるべし　但出品受入期限後に至りて到着したるものは審査を加へず

第十一條　出品運送費は總て出品人の自辨とす

第十二條　出品人は必ず一品限り左の書式に據り其出品の名稱、數量及住所氏名、會員の種屬等を詳記したる目錄を出すべし又成るべく其出品に關する由來、種類、風土、收量、飼養、製造、損益、從來受賞の有無、發明等に係る解說を別紙に認て添送せらるべし

第何回品評會出品目錄

一（物名及號名）　數量

右出品致候也

府縣國市郡區町村

（大日本蠶絲會何會員或は會員外）

年　月　日　氏　名　印

大日本蠶絲會第何回品評會事務所宛

第三章　審査及褒賞

第十三條　出品は審査委員之を審査し其優等なるものには左の四等に區別し褒賞を贈與す

一等賞　賞杯

二等賞　同

三等賞　賞品

四等賞　褒狀

第十四條　審査委員長及審査委員は本會に於て本會技藝委員若くは斯業に熟練なる者を撰定して之に委囑す

第十五條　審査委員は毎品其審査表を製し褒賞の等級を擬して審査委員長に出し審査委員長は其當否を審案して幹事長の決行を請ふものとす

第十六條　審査委員は自己の出品を審査することを得ず

第十七條　會員外の出品には賞狀を與へ賞品を與へざるものとす

第十八條　一人數品を出すものにして二品以上優等の品評を得たるものあるときは其最優等の分に限り賞品を添ふるものとす

第十九條　出品に褒賞を附與したる後其審査に不服を唱へ又は再審査を請ひ或は褒賞を返還することを得ず

第二十條　前條に觸るゝ者は爾後品評會に出品することを許さず

英國ニーチ、イーハ、アルバルト會社製造

●●重過燐酸肥料低價發賣

公告

右肥料は農商務省農藝校諸試作場及各地老農諸君の實驗に明かなる如く田畑一段歩に付二三貫目を施用するや收穫二三割以上を增すと乃至四五割以上を增すと疑を容れず今穀新荷多分販賣に着手定價表及地方一手販賣の用綿々約束御請書を御賜ふ●說明書を郵券二錢を添御申込あれば送付あり●鳳袋共十錢を以て御送付あり●即凡十袋包(即凡十坪に試用すべき量)の御望の向は遠近を問はず郵便にて御送一袋共特約入用の品は鳳袋共九錢(即凡十袋包)の割引金十二錢郵券を以て御送付あり●賣價五百匁(荷造料共九十錢)送料共匁(正味廿七貫目入船米の俵)に付金一俵(正味廿七貫目入船米の俵)に付金十圓五十錢、十俵即ち一駄に付金百圓可致候

日本全國發賣元　十文字商會

●蠶種販賣廣告

本館製造の蠶種は從來博覽會、共進會等に於て賞牌、賞狀等を受領し前後一二十有餘回以て本館製造蠶種の眞否を判別せられんことを乞ふ

第三回内國勸業博覽會

有功賞牌下賜

蠶種

製造種類

●寶白外
●良白角
●青熟又
●又昔等
●小石丸

右蠶種普通製框共精良健全種製造仕り普く御注文に應ずべく候

蠶種業　長野縣小縣郡上田町　報國館

大日本蠶絲會入會手續及會員心得

一　本會に入會せらるゝには住所氏名を詳記したる入會書に一ヶ月金拾錢の割合にて入會せらるゝ月より向ふ一ヶ年分以上の會費を添へて申込まるべし

一　入會以前の會報を要望せらるゝときは一冊に付金拾錢を領收したる後之を送付すべし

一　會費其他の金員を本會に送致せらるゝには郵便爲替又は小爲替證書は掃渡局所名を神田淡路町とし且つ小爲替證書の表面右の方に設けある區畫の「差出人は此處に受取人の宿所氏名を記すべし」とある下に「東京神田美土代町二丁目一番地大日本蠶絲會」と記入せらるべし、通運便に託し現金にて送致せらるゝ節は必ず配達賞拂込濟にせらるべし、郵便切手代用の節は必ず一割增にて送致せらるべし

一　會費金は毎年規定の通り(翌年の分は前年十二月中に)前納せらるべし

一　氏名、住所等を變更せられたるときは其都度直に本會に通知せらるべし

一　退會せらるゝときは必ず其月までの會費を拂込みたる後にあらざれば之を了諾せず

一　會員中死亡せられたるときは其家族又は其地方の會員より本會に通知せらるべし

一　質問書は半紙を用ひ一紙に一件を限り字體は成るべく楷書にて明瞭に記し且つ向府縣何市郡何町村大日本蠶絲會何會員某と署名し又其質問を要する物件方言のみにして本名判然せざるときは成るべく現品を添へて送致せらるべし

一　會費金を督促したる後猶出金せられざる者は之を本分の義務を盡されざる者と看做し本會規則に據り除名すべし

此心得は會員諸君常に能く了知せらるゝは勿論他人の入會を誘導せらるゝの際には務に之を示されむことを要す

大日本蠶絲會

●專賣特許養蠶用輕便暖爐販賣廣告

本器は養蠶に用ゐて費用と勞力とを要すること少なく且危險なく室内に適宜の温度を一定に保持するを得又居室用暖爐及普通混の代用に供し得べしる●使用法は先其の蓋を取外し器中の鐵網の上に炭火を入れ其上に炭を敷多の火口部の周縁に沿て積重ね蓋を爲せば移動間隙を上に器外へ出れなる温度を保持すべし器中の炭は火口部の一部に下して適宜に隨ひ順次下降して燃焼せしむべし炭火消失するに隨ひ本器の全部を保持すべし又炭の燃する時間は炭の堅軟と外氣の高低に依り差あれ共八九時乃至十二三時間を保持すべし

本器壹個は八疊乃至十疊間にて外氣より三十度迄を上昇し得○火爐を蠶室内に設くる時は作業上不便なれ共本器は自由に移轉せしめ得るを以て此不憂なし○本器は全部鐵材にて堅固なる用なる○瑪合は直に消火なり○悪質炭も用ゐ得べし●壹個代金壹圓五拾錢●小包送料十里迄一錢百里迄壹錢●壹個代金壹圓五拾錢●壹個代金壹圓五拾錢●百里迄廿錢百里迄四拾錢●▲右は實用に適する御好評を博し非常の御振込の事▲御坐候得共御試験の上澤山御用仰付被下度又他にも御周旋希望候

女

●輕便安全●蚕種貯藏器廿枚入一臺金八圓荷造共送料別申受

右は何枚入にても御注文に應じ製造仕候

●桑苗●蚕種●蚕網其他蠶器一切あり

餘道社々長本村九藏先生閲折茂佳平君著

養蠶講義

右は春蠶飼育書としては第一なりとの御好評を博し初版立ち所に賣切れ品切中の處今回大改訂從前の詳細圖を加へ蠶室圖の外殺蛹器製造圖解催青器其他數種の精巧なる器具を網羅し高山木村の二氏及び折茂の三氏の實兄の寫眞を掲げたる細密なる實傳を附し再版出來候に付第一版に倍する御愛讀を乞ふ

●蚕業學校案内

一部郵税共二十錢

附一部郵税共一錢五厘

●蚕業新聞

一枚郵税共一錢五厘

一部見本として進送

●蚕業新報

附の方に進呈す但一人一枚一回に限る

●毎月一回十五日發行●第五十二號十月十五日發行

一部郵税共七錢五厘

十二冊八十四錢

●蚕業新報

●蚕業學校案内

●農業新聞

●輕便安全●蚕種貯藏器

●桑苗●蚕種●蚕網

養蠶講義

發賣所　東京市麻布區高輪町三十番地　丸山舍

口繪寫眞銅版及誌中數種の挿圖

丹名論卓論林の如し